ＭＶＮＯに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン

平成１４年６月策定

令和８年１月最終改定

総務省総合通信基盤局

目　次

１　ガイドラインの目的等 3
（１）ガイドラインの目的 3
（２）ガイドラインの対象とするＭＶＮＯ等の事業範囲 3
１）ＭＮＯ 3
２）ＭＶＮＯ 4
３）ＭＶＮＥ 4
２　電気通信事業法に係る事項 6
（１）ＭＶＮＯの事業形態及び事業開始に必要な手続 6
１）電気通信事業の登録・届出 6
２）電気通信番号使用計画の認定等 6
（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係 6
１）卸電気通信役務の提供による場合 7
ア　卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律 7
イ　二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律 8
ウ　特定卸電気通信役務の提供に係る規律 9
２）事業者間接続による場合 12
ア　事業法第３２条に基づく一般的規律 12
イ　二種指定事業者の接続に係る規律 17
３）ＭＮＯ等によるＭＶＮＯの兼営 36
４）市場支配的なＭＮＯに係る規律 37
５）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議に関する事項 37
ア　ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化 37
イ　ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化 38
ウ　接続等関連情報の取扱い 39
エ　ネットワークのふくそう対策 40
オ　ＭＶＮＯによる端末の調達 40
カ　電気通信番号の適切な管理 41
キ　障害情報の提供 42
６）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議が円滑に行われない場合 43
ア　法制上の解釈に関する相談 43
イ　意見申出制度 43
ウ　協議が調わなかった場合の手続 44
（３）ＭＶＮＯと利用者との間の関係 45
１）ＭＶＮＯと利用者との間の契約関係 45
２）消費者保護規律 47
（４）その他 49
１）業務協定の認可の申請 49
２）通信量等の報告 49
３）事業開始の届出内容の変更の届出等 49
４）契約数等の報告 50
ア　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上であるＭＶＮＯ50

イ　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（他のＭＶＮＯに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）……50
５）利用者数の報告……50
６）電気通信番号の使用状況の報告……51
３　電波法に係る事項……52
（１）事業開始の際に必要な手続……52
（２）ＭＶＮＯとＭＮＯの関係……52
４　ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）……54
（１）国内ローミング……54
（２）国際ローミング……54
５　開設計画においてＭＶＮＯによる無線設備の利用を促進する計画を有するＭＮＯ……56
（１）電波法第２７条の１４第６項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行……56
（２）電気通信事業法第９条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行……56
６　見直し……58

１　ガイドラインの目的等

（１）ガイドラインの目的

電気通信事業分野においては、携帯電話をはじめとする移動通信市場が近年急速に発展し、従来に比べて多様かつ低廉なサービスが利用可能となってきている。

本ガイドラインは、移動通信分野において更なる競争促進を図り、一層多様かつ低廉なサービスの提供による利用者利益の実現を図るため、また、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、移動通信事業者（ＭＮＯ:Mobile Network Operator）の無線ネットワークを活用して多様なサービスを提供するＭＶＮＯ（Mobile Virtual Network Operator）の参入を促す観点から策定したものである。

具体的には､ＭＶＮＯの事業展開やＭＮＯ間の接続等に関連する電気通信事業法(昭和５９年法律第８６号。以下「事業法」という。）及び電波法（昭和２５年法律第１３１号）の適用関係について明確化を図り、競争の枠組みの透明化を図ることを目的とするものであり、本ガイドラインにより新たな規制の導入を企図するものではない。

（２）ガイドラインの対象とするＭＶＮＯ等の事業範囲

移動通信市場においては、様々な技術革新や創意工夫により、よりきめ細かく利用者ニーズに対応した多様なビジネスモデルが登場してきており、ＭＶＮＯと呼ばれる事業形態も多様化している。このため、現時点において、ＭＶＮＯとして想定されるビジネスモデル（サービス提供形態）を網羅的に列挙し、ＭＶＮＯの事業範囲を定義することは困難である。

そこで、本ガイドラインにおいては、ＭＮＯ、ＭＶＮＯ及びＭＶＮＥを次のように便宜的に定義（working definition）し、用いることとする（今後、ＭＶＮＯの事業範囲等の変化に伴い、当該定義については必要に応じて見直すこともあり得る。）。

なお、次の定義に必ずしも該当しないＭＶＮＯであっても、本ガイドラインにおいて記述する事業法及び電波法の適用が否定されるものではない。

１）ＭＮＯ

ＭＮＯとは、電気通信役務としての移動通信サービス（以下単に「移動通信サービス」という。）を提供する電気通信事業を営む者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設（開設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含む。以下同じ。）又は運用している者と定義する。

２）ＭＶＮＯ

ＭＶＮＯとは、

① ＭＮＯの提供する移動通信サービスを利用して、又はＭＮＯと接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、

② 当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者

と定義する[1,2]。

３）ＭＶＮＥ

ＭＶＮＥ（Mobile Virtual Network Enabler）とは、ＭＶＮＯとの契約に基づき当該ＭＶＮＯの事業の構築を支援する事業を営む者（当該事業に係る無線局を自ら開設・運用している者を除く。）と定義する。ＭＶＮＥは今後のＭＶＮＯの多様なビジネス展開において重要な役割を果たすと考えられるが、現時点ではそのビジネスモデルが必ずしも確定しているものではないことに鑑み、ここでは、当面、次の２つの形態を想定する。

① ＭＶＮＯの課金システムの構築・運用、ＭＶＮＯの代理人として行うＭＮＯとの交渉や端末調達、ＭＶＮＯに対するコンサルティング業務などを行う場合であって、自らが電気通信役務を提供しない場合

② 自ら事業用電気通信設備を設置し、一又は複数のＭＶＮＯに卸電気通信役務を提供する等の場合

なお、上記②の場合は電気通信事業に該当し、事業法に定める所定の手続が求められるなど事業法の適用を受ける。

【本ガイドラインにおいて想定しているＭＶＮＯの例、ＭＮＯ及びＭＶＮＥとの関係

[1] 例えば、フェムトセル方式の超小型基地局等の免許人等が他者に当該無線局の運用を行わせることを可能とする「無線局の運用の特例」制度（電波法第5章第4節）を活用して、MVNOとしてサービスを提供してきた電気通信事業者が当該無線局の運用を行う場合には、当該電気通信事業者は、本ガイドラインの定義に照らせばMNOに該当することとなる。しかしながら、このような場合であっても、当該電気通信事業者は、当該免許人等の開設した無線局に依存して移動通信サービスを提供することになるため、本ガイドラインでは、このような場合における無線局の免許人等とその無線局の運用を行う電気通信事業者との間の関係を、MNOとMVNOとの間の関係と同様のものとみなして取り扱う。

[2] なお、電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）第1条第2項第19号において、MVNOが提供するサービスとして、「仮想移動電気通信サービス」を「移動端末設備（携帯電話、PHS端末、無線設備規則第四十九条の六の十二で定める条件に適合する無線設備（ローカル5Gの基地局又は陸上移動局のものに限る。）又は同令第四十九条の二十八、第四十九条の二十九若しくは第四十九条の二十九の二で定める条件に適合する無線設備に限る。以下この号において同じ。）を用いて利用される電気通信役務であつて、一端が無線により構成される端末系伝送路設備に移動端末設備を接続する利用者に対し、当該電気通信役務に係る基地局を設置せずに提供されるもの（当該電気通信役務に係る利用者料金の設定権を有する者が提供するものに限る。）をいう。」と定義している。

の例（いずれもイメージ図)】
⇒　図１のとおり。

２　電気通信事業法に係る事項

（１）ＭＶＮＯの事業形態及び事業開始に必要な手続

１）電気通信事業の登録・届出

ＭＶＮＯは、その事業を営もうとする場合、事業法及び電気通信事業法施行規則（昭和６０年郵政省令第２５号。以下「事業法施行規則」という。）に基づき、総務大臣の登録を受けるか、当該事業を営もうとする旨を総務大臣に届け出なければならない[3]（事業法第９条及び第１６条第１項、事業法施行規則第４条及び第９条第１項）。また、事業法に基づき既に登録又は届出を行っている電気通信事業者が新たにＭＶＮＯとして事業を営むことにより、提供する電気通信役務に変更が生じた場合、遅滞なく、当該変更を総務大臣に報告しなければならない（事業法施行規則第１０条第１項）[4]。

２）電気通信番号使用計画の認定等

ＭＶＮＯは、その事業を営もうとする場合、電気通信番号[5]を使用して電気通信役務を提供することになることから、事業法及び電気通信番号規則（令和元年総務省令第４号）の規定に基づき、電気通信番号使用計画を作成し、総務大臣の認定（ＭＶＮＯが自ら電気通信番号の指定を受ける場合には、当該電気通信番号の指定を含む。）を受けなければならない（事業法第５０条の２第１項及び電気通信番号規則第２章）。

ただし、総務大臣が定める標準電気通信番号使用計画（令和元年総務省告示第７号）と同一の電気通信番号使用計画を作成する場合には、申請等の手続きを行うことなく、認定を受けたものとみなすことを可能としている（事業法第５０条の２第３項）。

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の関係

ＭＶＮＯとＭＮＯとの関係について、ＭＮＯからＭＶＮＯに対する卸電気通信役務

---

[3] その設置する電気通信回線設備が事業法施行規則第3条第1項各号のいずれにも該当するものである場合には、事業法第16条第1項の届出が必要な事業となり、それ以外の場合には事業法第9条の登録が必要な事業となる。MVNOとして提供する移動通信サービスのための電気通信回線設備を設置していなくとも、他のサービスのために電気通信回線設備を設置していれば、その電気通信回線設備に応じた手続が必要となる。

[4] 当該登録、届出又は変更報告に当たっては事業法施行規則様式第4の「電気通信役務の種類」の欄32の該当箇所に「○」を記入することが必要となる。

[5] ①電気通信番号規則別表第3号に掲げるデータ伝送携帯電話番号（020又は0200から始まる番号）、②同表第4号に掲げる音声伝送携帯電話番号（060、070、080又は090から始まる番号）、③同表第9号に掲げるIMSI、④同表第11号に掲げる付加的役務識別番号（1XY）及び⑤同表第12号に掲げる緊急通報番号（110、118及び119）が代表的な電気通信番号であり、MNO等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とMVNOが自ら指定を受けて使用する場合がある。

の提供、又はＭＮＯとＭＶＮＯとの間の接続という形態のいずれを採用するかは、一義的には当事者間の協議による。

【本ガイドラインにおいて想定しているＭＶＮＯの例（卸電気通信役務の提供による場合、事業者間接続による場合のイメージ図）】
⇒　図２のとおり。

１）卸電気通信役務の提供による場合

ア　卸電気通信役務の提供に係る一般的な規律

ＭＶＮＯが、ＭＮＯから電気通信役務の提供を受け、当該電気通信役務を用いて自ら利用者に対して電気通信役務を提供する場合、ＭＶＮＯは電気通信事業者であることから、ＭＮＯがＭＶＮＯに提供する電気通信役務は、卸電気通信役務に該当する（事業法第２９条第１項第１０号）。

電気通信事業者は、電気通信役務の提供について不当な差別的取扱いをしてはならない（事業法第６条）。そのため、ＭＮＯは、ＭＶＮＯから他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供しているサービスと同一のサービスの提供の申込みがあったときは、合理的な理由がない限り、これを拒んではならない。ただし、ＭＮＯは、他の一般利用者や他のＭＶＮＯに提供していない条件でのサービスを提供することまでは義務付けられていない。なお、ＭＮＯが認定電気通信事業者である場合は、正当な理由がない限り、認定電気通信事業に係る電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第１２１条）[6]。ＭＮＯが卸電気通信役務の提供に際し、ＭＶＮＯに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある[7]（事業法第２９条第１項第

[6] 認定電気通信事業者が電気通信役務の提供を拒むことの出来る正当な理由としては、①天災、事故等により電気通信設備に故障が生じ役務提供が不能となる場合、②申込者が過去に料金の支払いを怠り、又は怠るおそれがある場合、③その申込みを承諾することにより当該電気通信事業者の利益を不当に害し、又は他の利用者に著しい不便をもたらすおそれがある場合、④正常な企業努力にもかかわらず、速やかに需要に応ずることが出来ない場合等が想定されている。

[7] 総務大臣は、MNOが卸電気通信役務の提供について特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いを行いその他卸電気通信役務の提供の業務に関し不当な運営を行っていることにより他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該MNOに対し、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第29条第1項第10号）。

総務大臣による当該是正措置の対象となる具体的な行為の例については、公正取引委員会・総務省「電気通信事業分野における競争の促進に関する指針」（以下「共同ガイドライン」という。）（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）に記載されており、次のような行為がこれに該当する。

（例）

・MVNOとの卸電気通信役務の契約において、MNOとMVNOの責任に関する事項やMVNOに対する料金の算出方法等を適正かつ明確に定めていないこと。

１０号）。

ＭＮＯがＭＶＮＯに卸電気通信役務を提供する場合、ＭＮＯがあらかじめ設定した提供条件を定める契約約款に基づく契約により提供する形態と、ＭＶＮＯとの間で個別に合意した提供条件に基づく契約により提供する形態が想定される。

ＭＶＮＯが事業計画を策定する上で必要となる卸電気通信役務の提供条件等について、ＭＶＮＯの新規参入に際しての予見可能性を高める観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務に関する標準プラン（標準的なケースを想定した卸電気通信役務の料金その他の提供条件をいう。以下同じ。）を策定する等の情報開示を行うことが望ましい。なお、ＭＮＯ及びＭＶＮＯは、当該標準プランの内容にかかわらず、協議当事者双方の間で個別に合意した提供条件に基づいて、卸電気通信役務契約の締結を行うことを妨げられない。

イ　二種指定事業者等の卸電気通信役務の提供に係る規律

第二種指定電気通信設備（事業法第３４条第１項に基づき、令和元年総務省告示第１８１号[8]により総務大臣が指定した設備）を設置するＭＮＯ（以下「二種指定事業者」という。）は、当該第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、事業法第３８条の２第１項に基づき、遅滞なく、その旨、卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項（当該ＭＮＯから事業法施行規則第２５条の７に定める卸電気通信役務[9]の提供を受ける者が、当該ＭＮＯの特定関係法人[10]であるＭＶＮＯ（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５万未満のものを除く。）である場合又は当該ＭＮＯから当該卸電気通信役務の提供を受ける者がその提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５０万以上のＭＶＮＯである場合には、これらのＭＶＮＯごとの料金その他の提供条件等を含む。）[11]を総務大臣に届け出なければならない（こ

・自己と関係の深いMVNOに対する料金と比べて高い料金で卸電気通信役務を提供するなど、特定のMVNOを不利に取り扱うこと。
・MVNOに提供する卸電気通信役務の料金に関して、一般利用者に提供する卸電気通信役務と同様の役務の料金よりも高い料金を設定すること。
また、市場支配的なMNO（事業法第30条第1項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。）は、その電気通信業務について、特定関係法人である電気通信事業者であって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えることが禁止されており、総務大臣は、これに違反する行為があると認めるときは、当該行為の停止又は変更を命ずることができる（事業法第30条第3項及び第5項）。

[8] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

[9] 第二種指定電気通信設備を用いる特定卸電気通信役務又は携帯電話若しくはBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

[10] 特定関係法人とは、当該電気通信事業者の子会社等、親会社等、兄弟会社等及び政令で定める特殊の関係がある法人をいう（事業法第12条の2第4項第1号）。以下同じ。

[11] 具体的には、事業法施行規則第25条の7に規定する事項を届け出ることが必要となる。

れらを変更等するときも同様）[12]。

また、二種指定事業者の特定関係法人であるＭＮＯは、報告規則第４条の９に定める卸電気通信役務[13]を当該ＭＮＯの特定関係法人であるＭＶＮＯ（その提供を受ける当該卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５万未満のものを除く。）又はその提供を受ける特定の卸電気通信役務に用いられる伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数が５０万以上のＭＶＮＯに対して、提供する業務を行うときは、これらのＭＶＮＯごとの料金その他の提供条件等について、遅滞なく、総務大臣に報告しなければならない（これらを変更等するときも同様）（報告規則第４条の９）。

ウ　特定卸電気通信役務[14]の提供に係る規律

（ア）　提供義務

二種指定事業者は、正当な理由がある場合を除き、その業務区域における特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない（事業法第３８条の２第２項）。ここで正当な理由とは、次の①～④に掲げる場合等が想定される。

①　二種指定事業者による電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者がＭＶＮＯの特定卸電気通信役務の提供の申込みに応じることにより、当該ＭＶＮＯのシステムが当該二種指定事業者のＨＬＲ等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
・二種指定事業者の利用者の個人情報等がＭＶＮＯから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合
・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者における周波数の不足等[15]により当該二種指定事業者の利用者[16]への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[17]

---

[12] 総務大臣は、その保有する当該届出の内容等を含む第二種指定電気通信設備に関する情報を整理し、これを公表するものとしている（事業法第39条の2）。

[13] 第二種指定電気通信設備を用いる携帯電話又はBWAアクセスサービス（通信モジュール向けに提供するものを除く。）。

[14] 携帯電話、全国BWAアクセスサービス及びセルラーLPWAの卸電気通信役務であり、当該卸電気通信役務に付加的に提供される役務（料金情報、転送電話、国際ローミング等）については除く。

[15] 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する特定卸電気通信役務の提供形態・サービス内容や二種指定事業者の事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

[16] 当該二種指定事業者が周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

[17] 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有する二種指定事業者は、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯに対して、合理的な必要性を示して、二種指定事業者による適切なふくそう対策の実施に対する協力又はＭＶＮＯによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[18]

② 特定卸電気通信役務の提供が二種指定事業者等の利益を不当に害するおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者がＭＶＮＯに対し、特定卸電気通信役務を提供する結果、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[19]

・ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が二種指定事業者に特定卸電気通信役務の提供を申込む場合であって、当該ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合[20]

・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネス[21]を提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務を他のＭＶＮＯに提供することにより、当該パートナー企業の知的財産権が侵害されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

③ 特定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき

（例）

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、特

---

[18] ふくそう対策は、二種指定事業者とMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、二種指定事業者がMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。

また、二種指定事業者には、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

[19] 二種指定事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、当該二種指定事業者の社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

[20] 特定卸電気通信役務の提供の申込みを受けた二種指定事業者の利益を不当に害すると認められるためには、特定卸電気通信役務の提供を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

[21] 電気通信事業者が電気通信分野以外の様々な分野においてサービスを提供する企業をパートナー企業として、当該企業に対する通信サービス及びビジネスソリューション等を提供し、パートナー企業がエンドユーザーにサービス提供をするビジネスモデルを指す。

定卸電気通信役務の提供を受ける際に負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[22]

④　特定卸電気通信役務の提供の申入れに応ずることが技術的又は経済的に著しく困難であるとき

（例）

・ＭＶＮＯが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために二種指定事業者側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合

・二種指定事業者が、ＭＶＮＯが申し込んだ特定卸電気通信役務の提供形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、特定卸電気通信役務の提供に係る最低契約期間の設定や期間内契約解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[23]

（イ）　情報提示義務

特定卸電気通信役務を提供する二種指定事業者は、当該特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結の申入れをＭＶＮＯから受けた場合において、当該特定卸電気通信役務に関し、当該申入れをしたＭＶＮＯの負担すべき金額その他の提供条件について提示をする時までに、当該申入れをしたＭＶＮＯから、当該提示と併せて当該金額の算定方法その他特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資する事項として総務省令で定める事項を提示するよう求められたときは、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない（事業法第３８条の２第３項）。

特定卸電気通信役務の提供に関する契約の締結に関する協議の円滑化に資す

---

[22] 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

[23] 最低契約期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、契約期間の設定や違約金の預入れを求める際には、二種指定事業者はMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

る事項として、次に掲げる事項を提示するものとする（事業法施行規則第２５条の７の６第１項）。

・接続料相当額

二種指定事業者が、特定卸電気通信役務と同等の電気通信役務を事業者間接続により提供しようとする場合に当該二種指定事業者が取得すべき金額に相当する額であって、当該特定卸電気通信役務の料金と同一の単位で算定するもの。

・特定卸電気通信役務に関する料金と接続料相当額との差額の用途

また、正当な理由とは次の①及び②に掲げる場合が想定される。なお、二種指定事業者がこれに違反した場合は、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第３８条の２第４項）。

① 提示することによって二種指定事業者の競争上の利益が不当に害されるおそれがある情報の提示を求められたとき

（例）

・二種指定事業者と特定卸電気通信役務の提供を受ける者との間で締結された秘密保持契約によって保護されている情報であって、当該特定卸電気通信役務の提供を受ける者に固有の情報であることが明らかであるものの提示をＭＶＮＯから求められた場合

・二種指定事業者が自社の利用者（卸電気通信役務の利用者を除く。）向けに提供するサービスを設計する上で用いる営業上の秘密であって、プラン毎の平均利用データ量・原価及びこれらを推計可能な情報に該当することが明らかな情報の提示をＭＶＮＯから求められた場合

・二種指定事業者がBtoBtoX型のビジネスを提供する場合であって、二種指定事業者がパートナー企業へ提供するサービスのうち卸電気通信役務に相当する部分が特定卸電気通信役務に該当する場合について、当該特定卸電気通信役務の接続料相当額の提示をＭＶＮＯから求められた場合

② 特定卸電気通信役務のうち、原価情報を提示することが困難であると考えられるものについて接続料相当額の提示を求められたとき

（例）

・特定卸電気通信役務の一部を構成する役務であって、その原価情報を抽出することが困難である役務（緊急通報、優先電話及び発信者番号通知等）について接続料相当額の提示をＭＶＮＯから求められた場合

２）事業者間接続による場合

ア 事業法第３２条に基づく一般的規律

（ア）基本的な考え方

ＭＶＮＯは、その電気通信設備をＭＮＯ及び固定通信事業者を含む複数の事業者（以下「ＭＮＯ等」という。）の電気通信回線設備[24]と接続して電気通信役務を提供することが可能である。この場合、ＭＮＯ等は、ＭＶＮＯからその電気通信設備をＭＮＯ等の電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次の①～④に掲げる場合を除き、これに応じなければならない（事業法第３２条）。なお、具体的な接続形態、接続に当たってＭＶＮＯが取得する情報[25]その他の接続条件については、まずはＭＶＮＯにおいて提示すべきものであり、ＭＮＯはこれを踏まえて接続の請求に応じる必要がある。

① 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき（事業法第３２条第１号）

（例）

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じることにより、当該ＭＶＮＯのシステムが当該ＭＮＯのＨＬＲ等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯへ課金情報を提供する際に、当該ＭＮＯの利用者の個人情報等が当該ＭＶＮＯから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、当該ＭＮＯにおける周波

---

[24] 電気通信回線設備とは、「送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備」（事業法第9条）を指す。

ここで「伝送路設備」とは、隔地者間で電気的な手段により情報の伝達を行う設備であり、例えば、光ファイバやメタルケーブルなどの線路設備が挙げられる。

当該伝送路設備と一体として設置される「交換設備」は、端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備であり、例えば、交換機や端末位置登録等の機能を持つ設備が挙げられる。

また、「附属設備」は、伝送路設備及び交換設備が有効に機能するために必要な独立設備であり、例えば、通信電力装置や課金装置が挙げられる。

[25] 接続形態及び接続に当たってMVNOが取得する情報として想定されるものには、例えば、次のものがある。

① 接続形態の例

・OSI参照モデルの各レイヤープロトコルによる接続（例えば、MVNOが自らのネットワークにおいて利用者を認証しIPアドレスを割り振るためには、レイヤー2接続が必要な場合がある。なお、他の接続形態により相当の機能が実現可能な場合も考えられるが、接続するレイヤーにより提供できる機能は厳密には異なるため、個々の事案に応じて判断する必要がある。）

・MVNOに代わってMVNEがMNOと接続し、MVNOは両者から電気通信役務提供を受ける形態（この場合、MVNEは電気通信事業者となる。）

② 接続に当たってMVNOが取得する情報の例

・地理的な位置情報やエリア情報の配信等に必要な位置情報

・主にHLR（Home Location Register：端末位置登録等の機能を持つ設備）などに管理される情報であって、加入者の移動体端末を捕捉するために必要な加入者移動管理情報

・主にCDR（Call Detail Record：通話明細情報）などに管理される情報であって、課金を行うために必要な通信記録等の情報

・MVNOが障害情報など利用者へのサポートを行うために必要な基地局やネットワーク等の障害情報や通信サービスに関するその他の障害情報

数の不足等[26]により当該ＭＮＯの利用者[27]への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[28]

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯに対して、合理的な必要性を示して、ＭＮＯによる適切なふくそう対策の実施に対する協力又はＭＶＮＯによる適切なふくそう対策の実施を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[29]

② 接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき（事業法第３２条第２号）

（例）

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、自己の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるなど経営に著しい支障が生ずると認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯがＭＶＮＯの接続の申込みに応じる結果、当該ＭＮＯの社会的信用が毀損されるおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合[30]

・ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が他のＭＮＯに接続を申込む場合であって、当該ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるおそれがあると認められる合理的な理由がある場合[31]

③ 接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第１号）

（例）

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯに対して、客観的な指標（例：過去の支払実績、信用評価機関、格付け機関等第三者による評価、財務状況）に基づいて、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあると判断する合理的な根拠を示して、預託金の預入れ等の適切な債権保全措置を求めた場合であっ

---

[26] 周波数の不足等が生じるか否かは、MVNOが希望する接続形態・サービス内容やMNOの事業の状況等により異なるため、具体的な事案ごとに判断することとなる。

[27] 当該MNOが周波数を使用させているMVNOの利用者を含む。

[28] 総務大臣の認定を受けた特定基地局の開設計画においてMVNOによる無線設備の利用を促進する計画を有するMNOは、当該認定を受けた開設計画に従いMVNOに対して無線設備を利用させることが必要である。

[29] ふくそう対策は、MNOとMVNO双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施することが適当である。そのため、MNOがMVNOに対して、合理的な必要性・利用用途を明示して、対策に必要な情報の開示を求めた場合には、MVNOは当該情報を開示することが求められる。
また、MNOには、情報開示を求めるに当たって公正競争の確保に支障が生じないよう留意するとともに、対策の実施に当たっては、特定の者に対し不当な差別的取扱いを行わないことが求められる。

[30] 電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあると認められるためには、MNOの社会的信用が毀損し、相当程度の利益の損失が発生することを客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。

[31] 接続の申込みを受けた他のMNOの利益を不当に害すると認められるためには、接続を申し込むMNOが収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害されていることが客観的な事実に基づいて合理的に推定できなければならない。例えば、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備が行われていないことは、当該地域における基地局整備の懈怠についての客観的な事実として認められる。

て、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[32]

④　接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき（事業法第３２条第３号、事業法施行規則第２３条第２号）

（例）

・ＭＶＮＯが申し込んだ接続形態を実現するためにＭＮＯ側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合

・ＭＮＯが、ＭＶＮＯが申し込んだ接続形態を実現するために要するシステム改修等の程度が著しく過大であると判断する合理的な根拠を示して、最低接続期間の設定や期間内接続解除に係る違約金の設定等の、システム改修費用の回収に係るリスクを軽減する措置を求めた場合であって、ＭＶＮＯが合理的な理由なくこれに同意しない場合[33]

なお、接続に関し当事者が取得し、若しくは負担すべき金額（以下「接続料等」という。）又は接続条件その他協定の細目の内容については、まずは、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議に委ねられるのが原則であり、接続料等又は接続条件その他協定の細目の内容に含まれる両当事者のそれぞれのサービス提供条件については、一方の当事者によって独自に自由に決定されるべきものではない[34]。

また、ＭＮＯが接続に際し、ＭＶＮＯに対して不当な差別的取扱いその他不当な運営を行っている場合には、総務大臣による業務改善命令の対象となる場合がある。

（イ）利用者料金の設定権の帰属

---

[32] 債権保全措置の要否及び内容については、基本的に当事者間の協議に委ねられるべきものであるが、債権保全措置の内容如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、債権の保全に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、預託金の預入れ等を求める際には、MNOはMVNOに対して、必要とされる金額の根拠や内訳、預入れ方法等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

なお、債権保全の方式、預託金の預入れ等の要否を判断するに当たって考慮すべき事項、預託金等の水準等についての考え方については、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』を参照。

[33] 最低接続期間の設定及び違約金の水準は、その期間及び水準如何によってはMVNOの競争上の地位を危うくするおそれがある。そのため、電気通信事業者間の公正な競争を確保する観点から、そのリスクの軽減に必要かつ最小限の措置とすることが適当である。また、接続期間の設定や違約金の預入れを求める際には、MNOはMVNOに対して、期間の根拠、違約金の額の根拠、内訳等の基本的事項について十分な説明を行うことが求められる。

[34] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.1　裁定事項1について（接続に当たり、ドコモの電気通信役務提供区間に係る電気通信役務は、エンドユーザー（利用者）に対して自社が提供する役務であるから、その内容、運用等については、ドコモが独自に決めることができるという主張は合理的か。）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、電気通信役務に関する料金（以下「利用者料金」という。）については、ＭＶＮＯが利用者料金を設定する（エンドエンド料金）形態、ＭＶＮＯ及びＭＮＯが分担して各々利用者料金を設定する（ぶつ切り料金）形態のいずれも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する利用者料金の設定方法を基に両当事者間で協議が行われることが求められる[35]。

（ウ）接続料の課金方式

ＭＶＮＯがＭＮＯと接続して利用者にサービスを提供する場合、ＭＮＯが接続に関し取得すべき金額（以下「接続料」という。）の課金方式については、従量制課金のほか、回線容量単位の課金方式を採用することも可能であり、まずはＭＶＮＯが提示する接続料の課金方式を基に、両当事者間で協議が行われることが求められる[36]。

（エ）接続料の算定

接続料の算定方法については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のＭＮＯにおいても、その検証可能性に留意した上で、第二種指定電気通信設備接続料規則（平成２８年総務省令第３１号。以下「二種接続料規則」という。）を踏まえた機能ごとの接続料の設定を可能な限り行うことが望ましい。

事業者間協議において接続料の水準が争点となった場合には、算定方法と代入すべきデータに議論を峻別した上で、前者については、二種接続料規則及び本ガイドラインに示す考え方を踏まえつつ、例えば、両当事者から案を提示し、その合理性を検証し、後者については、例えば、接続料の算出の根拠に関する説明を記載する書類その他必要な書類を用いるなどにより、可能な限り情報開示することが適当である。

（オ）接続に必要なシステム開発等

接続に必要なシステム開発等の内容、方法及び期間については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。

---

[35] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.2　裁定事項2について（利用者料金の設定はぶつ切り料金かエンドエンド料金か）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

[36] 「電気通信事業法第35条第3項の規定に基づく日本通信株式会社からの申請に係る裁定」（平成19年11月30日総務省）P.3　裁定事項3について（接続料金の課金方式は帯域幅課金とすべきか）（http://warp.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/283520/www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/071130_13_bt1.pdf）を参照。

事業者間協議において接続に必要な開発の内容、方法又は期間が争点となった場合には、可能な限り技術開発部門の者（関連開発の委託先の技術者を含む。）を直接関与させること等により、検討の迅速化・精緻化を図り、相互の見解の理解において齟齬が生じないようにすることが適当である。

接続に必要なシステム開発等の費用については、合理性の観点から必要と認められる範囲に限られるべきである。また、その負担方法については、接続要望に伴う追加コストである場合には、原則として、接続事業者において応分負担すべきであるが、他の接続事業者が開発されたシステム等を共用することとなった場合には、負担の公平性の観点から、当該追加コストの負担方法について案分比例にするなどの措置が求められる。

事業者間協議において接続に必要なシステム開発等の費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り情報開示することが適当である。

（カ）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

接続を円滑に行うために必要な事項の提供については、当事者間の協議で行われることが原則であるが、二種指定事業者以外のＭＮＯにおいても、事業法施行規則第２３条の９の５第１項各号に定める事項を可能な限り提供することが望ましい。

イ　二種指定事業者の接続に係る規律

（ア）接続約款の届出等

二種指定事業者は、上述の事業法第３２条に基づく一般的規律に加え、事業法第３４条による規律の対象となる。二種指定事業者は、事業法第３４条第２項に基づき、接続料及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に総務大臣に届け出る（これを変更するときも同様）義務がある。この届出に関する具体的内容は事業法施行規則第２３条の９の３に規定されており、二種指定事業者は接続料の変更の際、様式第１７の４の２から様式第１７の４の７まで、様式第１７の４の９、様式第１７の４の１０（二種接続料規則第１６条第１項の規定に基づき接続料を設定する場合には、様式第１７の４の２から様式第１７の４の１０まで）[37]及び平成２９年総務省告示

[37] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_01.html

第３７号[38]に定める様式の接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類を総務大臣に提出する義務がある。

第二種指定電気通信設備との接続協定は、事業法第３４条第４項に基づき、当該接続約款によらなければ締結することができない。また、二種指定事業者は、事業法第３４条第５項に基づき、当該接続約款を公表[39]する義務を負う。

（イ）標準的接続箇所

事業法第３４条第３項第１号イの「他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所」は、事業法施行規則第２３条の９の４第１項に規定されている。

なお、同条第２項では、自らの電気通信設備を他の二種指定事業者の電気通信設備と一体的に運用する場合において、接続事業者の電気通信設備との間の伝送交換の全てが当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第１項の規定による箇所に代えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされており、当該伝送交換の一部が当該他の二種指定事業者の標準的接続箇所により行われていると総務大臣が認める場合は、同条第１項の規定による箇所に加えてその箇所を標準的接続箇所とすることとされているところ、二種指定事業者は、当該伝送交換の状況が分かる書類を添えて総務大臣に対し、伺い出ることを要する。

（ウ）アンバンドル機能等

事業法第３４条第３項第１号ロの二種指定事業者が取得すべき金額を適正かつ明確に定めるべき「総務省令で定める機能」は、二種接続料規則第４条第１項に規定されている。

ア）基本的な考え方

二種接続料規則第４条第１項に定める機能について、ａのとおり「アンバンドル[40]等の判断基準」を定めるとともに、イ）のとおり「アンバンドル機能」を定め、ウ）のとおり「開放を促進すべき機能」を定める。

---

[38] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

[39] 接続約款の公表は、その実施の日から、インターネットを利用することにより、これを行わなければならない（事業法施行規則第23条の8）。

[40] 第二種指定電気通信設備との接続に係る機能のうち、他の事業者が必要とするもののみを細分して使用できるようにすることをいう。以下同じ。

なお、第二種指定電気通信設備には第一種指定電気通信設備のようなボトルネック性が認められないこと、移動通信市場においてはサービス競争が一定程度進展していること等の移動通信分野の特性に鑑み、二種指定事業者の設備投資やイノベーションに係るインセンティブに配意するほか、アンバンドルに係る仕組みには、事業者間協議による合意形成を尊重し、その促進を図る視点を盛り込む。

ａ　アンバンドル等の判断基準

（ａ）アンバンドル機能を設定する場合

「アンバンドル機能」は、次の要件を満たした場合に設定する。

① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
② アンバンドルすることが技術的に可能であること
③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること[41]

（ｂ）開放を促進すべき機能を設定する場合

上記アンバンドルの要件を全て満たさない機能でも、上記④の要件を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、上記②・③の要件を満たす可能性がある場合には、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定める。

ｂ　プロセス

総務省は、「アンバンドル機能」及び「開放を促進すべき機能」に該当する機能について、定期的に見直しを行うこととする。見直しに当たっては、意見公募を実施するなど、手続の公正性・透明性の確保に努めることとする。

イ）アンバンドル機能

「アンバンドル機能」には、二種接続料規則第４条第１項の表に掲げる次の①から③までの機能が該当する。

[41] 具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

① 音声伝送交換機能
② データ伝送交換機能[42]
③ ショートメッセージ伝送交換機能

なお、各アンバンドル機能を複数の区分に細分し接続料を定めることは可能であるが[43]、当該アンバンドル機能全体について接続料を定めない場合は、接続約款の変更命令の対象となる可能性がある[44]。

ただし、複数の二種指定事業者が、アンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合であって、利用者への役務の提供実態等に照らし当該アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を設定する場合については、当面、二種接続料規則第３条に基づく総務大臣の承認を受け、必要性・重要性の低い区分については接続料を設定しないことができるものとする。

ウ）開放を促進すべき機能

「開放を促進すべき機能」には、次の①から⑥までに掲げる機能が該当する。

① 料金情報提供機能
② 携帯電話のＥメール転送機能
③ パケット着信機能
④ 端末情報提供機能
⑤ ＨＬＲ／ＨＳＳ連携機能
⑥ リモートＳＩＭプロビジョニング（ＲＳＰ）機能[45]

---

[42] データ伝送交換機能の接続料（回線容量単位接続料及び回線数単位接続料に限る。）の算定に当たっては、４G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）に係る費用及び需要を一体として算定を行うこととする。

[43] 各アンバンドル機能を複数の区分に細分して接続料を定める場合、営業費用や正味固定資産価額の配賦、需要の配分等が適切に行われなければ接続料算定の適正性が損なわれる可能性があることに十分留意することが必要である。

[44] アンバンドル機能の一部の区分について接続料を定めなくてもよいこととする場合は、現在、データ伝送交換機能についていわゆるCDMA2000方式及びEV-DO方式を除いているように、二種接続料規則において明示することが原則である。

[45] MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報（SIMプロファイル）のSIMへの書込み（SIMプロビジョニング）をオンラインで遠隔操作により行うための機能。その形態としては、MNOの調達するRSPのシステムをMVNOが利用する形態と、MVNOの調達するRSPのシステムをMNOのネットワークに連携させる形態があり得る。「モバイル市場の競争環境に関する研究会」最終報告書（令和2年2月）において示されたとおり、二種指定事業者がリモートSIMプロビジョニングによりeSIMサービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提供を行うことができるよう本機能の開放が行われることが望ましい。

（エ）接続を円滑に行うために必要な事項の提供

事業法第３４条第３項第１号ホの「総務省令で定める接続を円滑に行うために必要な事項」は、事業法施行規則第２３条の９の５に規定されている。また、同条第１項第１号イ⑴の「他事業者との接続箇所がある第二種指定電気通信設備を設置する場所その他接続の請求に際して必要な情報の開示」についての具体的内容は、平成２８年総務省告示第１０７号[46]（以下「二種情報開示告示」という。）に規定されている。これらの事項に関して、具体的な解釈及び望ましい事項を示す。

ア）頻度の高い工事の工事費

事業法施行規則第２３条の９の５第１項第６号に基づき、二種指定事業者が工事又は保守その他第二種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合の金額に関しては、作業時間当たりの単金を接続約款に記載するだけではなく、頻度の高い工事については、工事当たりの単価を接続約款に記載すべきである。

イ）役務利用管理システム又はＳＩＭカードの提供条件追加等の通知

二種情報開示告示第２条第５号に基づく、ＭＶＮＯの電気通信役務の提供に用いられる役務利用管理システム又はＳＩＭカードの機能その他の提供条件の追加及び変更に関する情報の通知は、ＭＶＮＯ側でこれら追加・変更を受けた対応を行う上で必要な準備期間が十分に確保されるよう、早期に行われることが望ましい。

（オ）接続料の算定

事業法第３４条第３項第２号は、二種指定事業者の接続料が、総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものである場合に接続約款の変更命令の対象となることを規定している。この具体的内容は二種接続料規則及び同令の規定による平成２８年総務省告示第１１０号[47]に規定されている。どのような場合に接続約款の変更命令を行う可能性があるのかについて二種指定事業者に一定の予見可能性を与えるため、具体的な解釈等を示す。

なお、二種接続料規則は、同令第４条第１項の表に掲げる機能に係る接続料の算定方法を定めているが、これら以外の機能に係る接続料についても、事業法第３４条第３項第２号の規定により、能率的な経営の下における適正な原価

[46] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html
[47] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_02.html

に適正な利潤を加えたものを超えるものではないことが当然に求められる。

以下「２　電気通信事業法に係る事項」において使用する用語は、二種接続料規則において使用する用語の例による。

ア）接続会計における固定資産の整理

二種接続料規則第５条では、第二種指定電気通信設備接続会計規則（平成２３年総務省令第２４号。以下「接続会計規則」という。）別表第３の移動電気通信役務収支表に整理された費用及び接続会計規則別表第２の役務別固定資産帰属明細表に整理された資産に基づいて、接続料の原価及び利潤を算定しなければならないこととされている。

また、接続会計規則第７条の規定により読み替えて準用する電気通信事業会計規則（昭和６０年郵政省令第２６号）第１１条第２項では、「二以上の種類（別表第二の役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に共用される固定資産は、適正な基準によりそれぞれの役務の勘定に整理しなければならない。」とされている[48]。

この際、音声伝送役務とデータ伝送役務に共用される固定資産をそれぞれの役務の勘定に整理するに当たっては、表１に掲げる固定資産をそれぞれの役務に直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に共有される固定資産を原則としてトラヒック比によりそれぞれの役務に配賦する。ただし、表２に掲げる固定資産については、その性質に鑑みて次の基準により配賦する。

表１　音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき固定資産

音声伝送役務に直課する固定資産	データ伝送役務に直課する固定資産
専ら音声伝送役務に関連する固定資産 （例） ・3G音声交換機 ・VoLTE交換機 ・ P-CSCF : Proxy-Call Session Control Function ・IMS-AGW : IMS-Access Gateway ・関門交換機 ・MGW : Mobile Gateway ・ MGCF : Media Gateway Control Function	専らデータ伝送役務に関連する固定資産 （例） ・3Gパケット交換機 ・GGSN : Gateway GPRS Support Node ・SGSN : Serving GPRS Support Node ・ISP提供装置 ・上記に係るソフトウェア

[48] 接続会計規則別表第3 移動電気通信役務収支表の様式の記載上の注意においては、「二以上の種類の役務に関連する固定資産は、原則として回線数比又は取扱量比によって各種類の役務に配賦すること。」とされている。

・BGCF：Breakout Gateway Control Function ・IBCF：Inter- connection Border Control Function ・音声回線交換サービス制御装置 ・AS：Application Server ・音声メディア制御装置 ・MRFC：Media Resource Function Controller ・MRFP：Media Resource Function Processor ・IMS呼制御装置 ・S-CSCF：Serving Call Session Control Function ・I-CSCF：Interrogating Call Session Control Function ・SMS関連装置 ・GMSC：Gateway Mobile Switching Center ・上記に係るソフトウェア	

表２　トラヒック比以外の基準により配賦する固定資産

固定資産区分	固定資産の種類	配賦基準
機械設備	サービス制御系装置（表３参照）	回線数比
	電力設備	ネットワーク資産額比[49]
空中線設備[50]／市内・市外線路設備	鉄塔、鉄柱等	回線数比
土木設備	管路等	回線数比
端末設備		ネットワーク資産額比
建物	設備ビル等	ネットワーク資産額比
構築物	防壁等	ネットワーク資産額比
機械及び装置	オフィス関連資産等	ネットワーク資産額比
車両及び船舶	移動無線車等	ネットワーク資産額比
工具、器具及	以下以外（測定機器等）	ネットワーク資産額比

[49] 移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に整理した結果を加重平均した比率をいう。以下同じ。

[50] 空中線設備のうち、フィーダーはトラヒック比により、フィーダーラック及び架台・支持柱・取付金具は回線数比により配賦することとする。

び備品	顧客系システム、料金系システム	回線数比
土地		ネットワーク資産額比
使用権資産		リースの対象となる資産に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる
建設仮勘定		固定資産全体の固定資産取得価額比
無形固定資産	顧客系システム、料金系システム	回線数比
	その他ソフトウェア（交換機系ソフトウェア、障害対策システム、研究開発用ソフトウェア等）	ネットワーク資産額比
	ソフトウェア仮勘定	固定資産全体の固定資産取得価額比
	その他無形固定資産（周波数移行費用、設備使用権、ブランド使用権、商標権、意匠権、のれん、特許権、借地権等）	固定資産全体の固定資産価額比

表３　回線数比により配賦するサービス制御系装置

世代	標準名	備考
3G	HLR:Home Location Register	加入者情報を扱う装置で、D-SCPは情報(データベース)管理を行う装置
	SGW : Signaling GateWay	共通線信号(おもに3G方式に制御信号)の中継を行う装置　※S-GWとは異なる装置
4G	MME : Mobility Management Entity	基地局を収容し、モビリティ制御(端末が移動しても、発着信及び通信を継続して提供可能とする制御)などを提供する装置
	PCRF：Policy and Charging Rules Function	ユーザデータ転送のQoS(クオリティオブサービス：ネットワークサービスを安定して使用出来る様に、データを通す順序や量を調整すること)及び課金のための制御行う装置
	DRA : Diameter Routing Agent	EPCのシステムの１つである「PCRF」の機能ブロックの１つで、加入者プロファイルを収容するPCRブレードを選択する機

		能のブレード
	HSS : Home Subscriber Server	加入者情報を扱う装置で、D-SCPは情報(データベース)管理を行う装置
5G	UDM : Unified Data Management	5GCにおけるC-Plane上のNF（機能部）で、各ユーザーの加入契約情報や端末認証情報、端末の在圏位置情報を保持する機能を担う装置
	AMF : Access and Mobility Management Function	5GCの一部であり、5G SA在圏時のモビリティ制御(端末が移動しても、発着信及び通信を継続して提供可能とする制御)などを提供する装置
	PCF : Policy Control Function	5GCの一部であり、ポリシー制御などを提供する装置
	CHF : Charging Function	5GCの一部であり、課金機能を提供する装置
	SMF : Session Management Function	5GCの一部であり、セッションを管理する装置
	NRF : Network Repository Function	5GCの一部であり、5GC-NFの管理する装置
	NSSF : Network Slice Selection Function	5GCの一部であり、5G SA在圏時において、加入者が利用するネットワークスライスを選択する装置
	BSF : Binding Support Function	5GCの一部であり、5GC-NFと加入者の紐づけを管理する装置
共通	DNS : Domain Name System	インターネットを使った階層的な分散型データベースシステム。主にホスト名や、電子メールに使われるドメイン名とIPアドレスとの対応づけを管理するために使用する装置
	SMSC : Short Message Service Center	音声、映像、FAX等のメディア処理機能を集約・統合した付加サービス系のサービス提供ノード。ショートメール、留守番電話等を提供する装置
	SMLC : Serving Mobile Location Centre	位置測位に関する機能を持つ装置群
	eSMLC : Evolved Serving Mobile	

	Location Centre	
	LMF : Location Management Function	
	SLP : Service Location Protocol	
	SM-DP/SR : Subscription Manager Data Preparation/ Secure Routing	eSIMに関する機能を持つ装置

イ）原価算定の３ステップ・プロセス

二種接続料規則第６条第１項では、「接続料の原価は、法定機能ごとに、当該法定機能に係る第二種指定設備管理運営費とする。」とされており、同令第７条第１項では、「法定機能に係る第二種指定設備管理運営費は、当該法定機能の区分ごとに、当該法定機能に対応した第二種指定電気通信設備及びこれの附属設備並びにこれらを設置する土地及び施設（以下「対象設備等」という。）に係る費用の額を基礎として算定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、原価は、ａ及びｂに示す３ステップ・プロセスにより算定する。ただし、二種指定事業者が採用するプロセスが３ステップ・プロセスと完全に同一でない場合であっても、最終的に算定される原価に含まれる費用の内容が同程度であるときは、当該二種指定事業者が採用するプロセスが直ちに否定されるものではない。

ａ　音声伝送交換機能及びショートメッセージ伝送交換機能

（ａ）ステップ１においては、移動電気通信役務に係る総費用（営業費用に限る。以下同じ。）からデータ伝送役務に係る費用を控除して音声伝送役務に係る費用を抽出する。

ａ）移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費[51]、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料[52]及び租税公課が該

[51] 他事業者の局舎等に自らの設備をコロケーションする際の土地・建物に係る費用及び電気料を含む。以下同じ。
[52] 鉄塔使用料、管路使用料、電柱添架料並びに他事業者の局舎等に自らの設備をコロケーションする際の電力設備使用料及び空調設備使用料を含む。以下同じ。

当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

ｂ）音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき費用を直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第３に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦する[53]。

ｃ）施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ア）に示す考え方に基づいて算定する。また、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる。

（ｂ）ステップ２においては、音声伝送役務に係る費用から契約数連動費用を控除してトラヒック連動費用を抽出する。

ａ）契約数連動費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用[54]が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

ｂ）契約数連動費用及びトラヒック連動費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

（ｃ）ステップ３においては、トラヒック連動費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

ａ）接続料原価対象外費用は、ｃに示す考え方に基づいて特定する。

ｂ）接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

ｂ　データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（二種接続料規則第４条第２項第１号に掲げる部分に係る接続料）

（ａ）ステップ１においては、移動電気通信役務に係る総費用から音声伝送役務に係る費用を控除してデータ伝送役務に係る費用を抽出する。

---

[53] 試験研究費のうち、特定のサービス又は資産への帰属が明確なものについては、ア）に示す考え方に基づいて算定する関連する固定資産取得価額比により配賦する。以下同じ。

[54] 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。

ａ）移動電気通信役務に係る総費用は、設備費、営業費及び間接費に大別される。設備費には、運用費、施設保全費、試験研究費、研究費償却、減価償却費、固定資産除却費、通信設備使用料及び租税公課が該当し、間接費には、共通費及び管理費が該当する。

ｂ）音声伝送役務又はデータ伝送役務に直課すべき費用を直課した上で、音声伝送役務及びデータ伝送役務に関連する費用は、接続会計規則別表第３に掲げる基準によりそれぞれの役務に配賦する。

ｃ）施設保全費、減価償却費及び固定資産除却費等の配賦に用いる、関連する固定資産価額比は、ア）に示す考え方に基づいて算定する。また、通信設備使用料の配賦基準については、当該使用料を支払って使用する通信設備に関連する固定資産区分の配賦基準に準ずる。

（ｂ）ステップ２においては、データ伝送役務に係る費用から回線容量課金対象外費用を控除して回線容量課金対象費用を抽出する。

ａ）回線容量課金対象外費用には、設備費のうち各契約者が専有的に使用する設備に係る費用[55]及び接続事業者が使用しない設備に係る費用[56]が該当し、営業費のうち料金の請求・回収に係る費用及び基本料収入の確保に係る費用が該当する。

ｂ）回線容量課金対象外費用及び回線容量課金対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

（ｃ）ステップ３においては、回線容量課金対象費用から接続料原価対象外費用を控除して接続料原価対象費用を抽出し、これを原価とする。

ａ）接続料原価対象外費用は、ｃに示す考え方に基づいて特定する。

ｂ）接続料原価対象外費用及び接続料原価対象費用に明確に分計することが困難なもの（間接費を含む。）がある場合には、接続会計規則別表第３に掲げる基準によるほか、適正な基準により配賦する。

ｃ　接続料原価対象外費用となる営業費用

（ａ）営業費

[55] 例として、サービス制御装置に係る費用、位置登録信号に係る費用、顧客・料金システムに係る費用。
[56] 例として、二種指定事業者がインターネット接続サービスを提供するための設備に係る費用。

接続料は、設備の使用料ととらえる。したがって、適正な原価は、基本的に設備費であり、営業費は、原則として原価に算入されるべきではない。しかしながら、次の①から③までに掲げる営業費については、設備の安定的な運用又は効率的な展開に資することから、設備への帰属が認められるものであり、原価への算入は否定されない。

① 電気通信の啓発活動に係る営業費

電気通信の啓発活動[57]に係る営業費は、電気通信サービスの健全な利用を確保し、特定地域・時間における設備への負担の集中を軽減することにより、設備の安定的な運用に資する。

② エリア整備・改善を目的とする情報収集に係る営業費

エリア整備・改善を目的とする情報収集[58]に係る営業費は、エリア整備・改善に係る調査・計画を補完することにより、設備の効率的な展開に資する。

③ 周波数再編の周知に係る営業費

周波数再編の周知に係る営業費は、設備の改変等を要する周波数再編の円滑な実施を促進することにより、設備の効率的な展開に資する。

（ｂ）設備費

設備費であっても、次の①から③までに掲げるようなものについては、接続料として他の事業者に負担を求めることが適当でないことから、原価には算入しない。

① 通信設備使用料（自社のネットワークの構築に係るものを除く。）
② 他の事業者が個別に負担している設備費[59]
③ 付加機能[60]の用に供する設備費

ウ）正味固定資産価額

二種接続料規則第８条第３項の正味固定資産価額は、ア）に示す考え方に基づくものとする。

エ）利潤の算定に用いる資本構成比

二種接続料規則第８条第６項の他人資本比率、同令第９条第２項の自己資

[57] 例として、迷惑メールへの対処方法や災害時の通信手段等の啓発を内容とするケータイ教室。
[58] 例として、不感エリアに係る情報のウェブ上での受付。
[59] 例として、POI回線に係る費用。
[60] 例として、留守番電話機能。

本比率等の利潤の算定に用いる資本構成比の算定は、貸借対照表上の簿価を用いる。

オ）有利子負債の範囲

二種接続料規則第８条第７項における有利子負債の算定において､例えば､社債については、貸借対照表上の勘定科目としては、固定負債又は流動負債といった区分により、固定負債である「社債」又は流動負債である「１年以内に期限到来の固定負債」に分類されることとなるが、こういった分類にかかわらず、その性質が同じ場合には有利子負債とする。

カ）リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第９条第３項におけるリスクの低い金融商品の平均金利は、日本証券業協会が発表する公社債店頭売買参考統計値表により公表されている値を用いて、基礎事業年度（二種接続料規則第１７条第２項に規定する基礎事業年度をいう。以下同じ。）に発行された長期国債であって当該事業年度の期末に最も近い日に発行されたものの単利の平均値とする。

キ）主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利

二種接続料規則第９条第３項における「主要企業の平均自己資本利益率－リスクの低い金融商品の平均金利」は、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社が発行するJapanese Equity Risk Premia Reportのうち、１９５２年から基礎事業年度の末月までの長期投資用のエクイティ・リスク・プレミアムとする。

ク）音声伝送交換機能に係る接続料の設備区分別算定

二種接続料規則第１１条第３項では､「接続料の体系は、当該接続料に係る第二種指定設備管理運営費の発生の態様を考慮し、回線容量、通信回数、通信時間等を単位とし、社会的経済的にみて合理的なものとなるように設定するものとする。」とされている。

このことを踏まえ、音声伝送交換機能に係る原価、利潤及び需要は、次の①から⑪までに掲げる設備区分によるほか、適正な区分を設定し、それらの区分により整理して算定する。この際、設備区分ごとの需要は、設備の使用の違いを考慮して算定する。

① 第二種指定端末系交換設備
② 第二種指定中継系伝送路設備

③　第二種指定中継系交換設備
④　第二種指定中継系交換設備間の伝送路設備
⑤　第二種指定端末系無線基地局
⑥　第二種指定端末系無線基地局と第二種指定端末系交換局間の伝送路設備
⑦　信号用伝送路設備
⑧　信号用中継交換機
⑨　携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局
⑩　他事業者の電気通信設備と①～⑨との間に設置される伝送路設備
⑪　設備への帰属が認められないもの

ケ）データ伝送交換機能の回線容量単位接続料の需要

二種接続料規則第１１条第２項では、需要は、実績原価方式においては「接続料を算定する機能ごとの通信量等の実績値」、将来原価方式においては、「接続料を算定する機能ごとの通信量等の合理的な将来の予測値」とされており、同令第１３条第１項第１号では、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料は回線容量を単位として設定するものとされている。当該単位を踏まえ、当該需要はネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量とする。

コ）複数の二種指定事業者による接続料設定

二種接続料規則第１６条第１項では、複数の二種指定事業者がアンバンドル機能をそれらの第二種指定電気通信設備により実現する場合には、当該複数の二種指定事業者は、接続料の算定を行う事業者（以下「算定事業者」という。）を明らかにし、それ以外の事業者（以下「共同設定事業者」という。）と共同して総務大臣の承認を受けた上で接続料を設定しなければならない旨規定されている。

この総務大臣の承認では、算定事業者による接続料の算定が適正に行われるものであるかを確認することとなる。具体的には、次のような事項を確認することが想定される[61]。

・　接続料の算定に共同設定事業者が適切に協力することとなっていること。
・　共同設定事業者に係る接続料の算出の根拠に関する説明を記載した書類その他必要な書類が算定事業者に適切に提供されることになっていること。
・　算定事業者により算定された接続料について、共同設定事業者が自らに係る原価及び利潤が適正に算定されていることを確認することになっていること。

[61] 算定が適切に行われるものであるかは、接続料の算定案及びその算定プロセスが示されると確認しやすくなる。

なお、二種指定事業者間の情報交換の態様によっては、市場における競争状況に照らし、公正競争上問題になるおそれがあるため、注意を要する。

また、算定事業者は、同条第２項により読み替えて適用する同令第３章及び第４章の規定に基づき接続料の設定を行わなければならないところ、設定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする。

ａ　原価算定

（ａ）算定事業者及び共同設定事業者の移動電気通信役務収支表に基づき、二種指定事業者ごとに「イ）原価算定の３ステップ・プロセス」に従い原価を算定する。この際、重複計上等控除を要する金額は、ステップ３において「接続料対象外費用」として控除する。

（ｂ）算定した二種指定事業者ごとの原価を合算する。

ｂ　利潤算定

（ａ）利潤算定の基礎となる算定事業者及び共同設定事業者の貸借対照表等に計上された額を合算の上、利潤を算定する。この際、投資と資本の相殺消去、債権と債務の相殺消去、算定事業者及び共同設定事業者間の取引高の相殺消去等､企業会計における連結財務諸表の作成に準じた処理を行い、それぞれの処理に係る事業者名、金額、理由を示した上で、所要の金額を控除する。

合算する貸借対照表等の勘定科目は次のとおり。

ａ）貸借対照表上の「資産」､「負債」及び「純資産」の全科目
ｂ）損益計算書上の「営業外費用」の全科目

（ｂ）法定実効税率は算定事業者及び共同設定事業者の法定実効税率を純資産の額で加重平均して用いる。

サ）当年度精算

二種接続料規則第１７条第２項ただし書では、接続料の急激な変動があると認められる場合、基礎事業年度の期首まで遡及する精算（当年度精算）を行うこととされている。この点については、例えば、データ伝送交換機能の回線容量単位接続料（令和元年度までに適用されるものに限る。）が、相当の需要の増加等により、当年度精算を行う場合に該当した。

ａ　暫定値

ある事業年度の実績値に基づく接続料の額が確定するのは、おおむね当該事業年度の翌年度末である。当年度精算を行う接続協定の場合、最終的な精算には、当該接続協定が適用される事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いるが、接続料確定までの間の暫定的な支払額としては、その時点までに確定している接続料、すなわち、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料を用いることとなる。ここで、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等においては、最終的な精算に用いられる接続料と、暫定的な支払額との差分が過大となる可能性がある。このため、暫定的な支払額として、当該接続協定が適用される事業年度の前々事業年度を基礎事業年度とした接続料に代えて、接続料の過去の増減トレンドを当てはめて得た額や算定された接続料に一定の割引率を乗じた額等を踏まえ合理的に設定した暫定値を設定することにより、接続事業者にとってキャッシュフローの面で過大な負担が課されないよう方策を講じることが望ましい。

合理的な暫定値の設定に関する事業者間協議に当たっては、その金額のみを提示するのではなく、その設定に係る考え方や基礎となる数値等について、接続事業者に十分に説明を行うことが望ましい。

ｂ　接続料算定の早期化等

当年度精算を行う接続協定の場合､最終的な精算に用いられる接続料は、当該接続協定の翌年度末頃に確定する。このように精算額の確定が遅くなることは、特に、当年度精算を行う、接続料の急激な変動があると認められる場合等において、ＭＶＮＯの事業の予見性に多大な影響を与えるおそれがある。このため、二種指定事業者は、可能な限り接続料の算定を早めたり、希望するＭＶＮＯに対して、需要などの算定根拠情報を早期に提示することが望まれる。

シ）将来原価方式を用いた算定

データ伝送交換機能のうち二種接続料規則第４条第２項第１号及び第２号に掲げる部分については、二種接続料規則第１３条第２項の規定により、将来原価方式を用いて算定する接続料を設定することとされている[62]ところ、

[62] 二種接続料規則第13条第2項において、将来原価方式対象機能の接続料は、予測接続料（同条第3項に規定する予測接続料をいう。以下同じ。）及び精算接続料（同条第4項に規定する精算接続料をいう。以下同じ。）を設定する旨規定されているところ、事業法第34条第1項の規定により新たに指定をされた二種指定事業者については、二種接続料規則第3条に基づく総務大臣の承認を受け、精算接続料は、指定後最初に設定する予測接続料が適用される事業年度を基礎事業年度とするものからの設定とすることができるものとする。

将来原価方式においては、二種接続料規則第７条第２項第２号、第８条第３項第２号及び第１１条第２項第２号の規定により、第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額[63]及び需要について、それぞれ、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられている。

ただし、予測と実績の乖離は生じ得るものであるとしても、それが大きいとＭＶＮＯの経営に大きな影響を与えることとなることから、予測と実績の乖離がなるべく小さくなるようにすることが重要である。また、ＭＶＮＯと二種指定事業者の公正競争確保の観点からは、二種指定事業者が用いている情報と同様の情報に基づきＭＶＮＯが経営判断できるようにすること、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることとならないようにすることが重要である。

このため、予測値の算定に当たっては、二種接続料規則の規定及び本ガイドラインの他の規定によるほか、次によることとする[64]。

ａ　算定区分

より精緻な予測値の算定を行う観点から、第二種指定設備管理運営費については、接続会計規則別表第３の移動電気通信役務収支表に記載されている営業費用を構成する区分ごと、正味固定資産価額については、接続会計規則別表第２の役務別固定資産帰属明細表に記載されている電気通信事業固定資産を構成する区分ごとに、それぞれの区分に応じて適切な予測値の算定方法を定めた上で、予測値の算定を行うことが望ましい。

---

[63] 利潤の算定には正味固定資産価額の他にも様々な項目が用いられるところ、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書（令和元年9月）では、「まずは一種指定制度と同様正味固定資産価額を予測値算定の対象とし、他の項目については、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況に応じ、対象とすることについて検討を行っていくこととすることが適当である」とされている。なお、二種指定事業者が、より精度の高い予測を行うため、他の項目についての予測値の算定を希望する場合は、二種接続料規則第3条の規定に基づき総務大臣の承認を受けて、当該算定を行う方法がある。

[64] 予測値の算定方法については、総務省において、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うこととしている。この点、「接続料の算定に関する研究会」第三次報告書では、「検証結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、予測と実績の乖離の状況を踏まえ、それがなるべく小さくなるよう、また、二種指定事業者によって算定方法が大きく異なることにならないよう、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当である」、「検証は、毎年度行うこととし、予測値が過去の実績値の推移傾向から大きく乖離した場合、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じることが予見される場合等において、乖離の理由を項目ごとに重点的に検証する、実際の支払額に関係する1年度目の接続料について重点的に検証する等、効果的に行うことが適当である」とされている。また、予測と実績の乖離について、「今後、予測値の算定方法の検証を継続的に行っていく中で、予測と実績の乖離の状況等、MVNOにおける予見性確保の状況を踏まえ、精算によることが適切なのか、乖離額調整によることが適切なのかも含め、予測と実績の乖離の調整の在り方について、継続的に検証を行っていくことが適当である」とされている。

ｂ　算定方法

予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額の全ての算定区分並びに需要の予測値について、予測対象年度における見込みを反映することが求められる。見込みについては、具体的かつ細かな粒度とすることにより、見込みと予測値との間の因果関係を明確化することが適当である。ただし、見込みを用いる場合と見込みを用いない場合を比較した上で、見込みを用いない場合が、接続料の算定の適正性に確実に資するときは、この限りではない。

例えば、第二種指定設備管理運営費及び正味固定資産価額における予測値の算定では、予測対象年度における基地局等の整備見込み及びシステム更新予定、会計方針及び会計基準の変更（加速償却、除却、減価償却方法の変更等）等を、「需要」における予測値の算定では、データ伝送容量の拡充予定等を適切に反映することが望ましい。

また、過去の実績値を用いる上で、予測値の算定作業を行う年度における年度途中の実績も可能な限り用いることが望ましい。

また、データ伝送交換機能に係る接続料について、「予測値と実績値との間に乖離が生じた理由」及び「前年度の予測値と今年度の予測値との間に乖離が生じた理由」を分析した結果を、次期の接続料算定に反映することで、予測値の更なる精緻化に努めることが適当である。

ｃ　精算接続料が予測接続料を上回った場合の措置

精算接続料が予測接続料を上回ることでＭＶＮＯによる二種指定事業者への追加的な支払が生じる場合には、ＭＶＮＯからの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等ＭＶＮＯへの負担軽減を図るための措置を二種指定事業者が自主的に行うことが望ましい。なお、当該措置に伴う債権保全措置を講ずる場合には、『電気通信事業分野における事業者間接続等に係る債権保全措置に関するガイドライン』にのっとることが求められる。

ｄ　ＭＶＮＯへの情報提供

予測と実績の乖離の経営への影響を小さくするためには、ＭＶＮＯにおいて、自らの努力によりその乖離を予想できるようにすることが重要である。二種情報開示告示第２条第１０号及び第１１号の規定により、二種指定事業者は、原価、利潤及び需要における実績に対する予測の比率及び第二種指定設備管理運営費、正味固定資産価額及び需要の予測値の算定方法

について、開示の請求のあったＭＶＮＯに限り開示することとされている。

これに加え、予測値の算定時点では想定し得なかった重大な後発事象により予測接続料に大きな影響が見込まれる場合における、その影響の度合い並びに原価、利潤及び需要における予測と実績の乖離の理由についても、二種指定事業者において、自主的な取組として、ＭＶＮＯとの個別対応の中で、可能な範囲で適時・適切に情報提供を行うことが望ましい。

（カ）接続を円滑に行うために必要な情報の提供（努力義務）

事業法第３４条第７項に基づき、二種指定事業者は、接続を円滑に行うために必要な情報について、接続事業者に提供する努力義務がある。これを踏まえ、二種指定事業者は、例えば、次に掲げる事項についてＭＶＮＯに情報提供するよう努めることが適当である。

・　第二種指定電気通信設備に将来追加される新たな機能等に関する情報

３）ＭＮＯ等によるＭＶＮＯの兼営

ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等（当該ＭＮＯの特定関係法人又は当該ＭＮＯを特定関係法人とする者をいう。以下同じ。）が他のＭＮＯのネットワークを利用してＭＶＮＯを運営すること（以下「ＭＶＮＯ運営」という。）については、事業法上禁止されておらず、行い得る。ただし、ＭＮＯが、有限希少な電波の割当を受けており、電波の有効活用が求められることを踏まえれば、ＭＮＯは、自らネットワークを構築して事業展開を図ることが原則である。

ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等によるＭＶＮＯ運営が、著しい公正競争上の弊害を引き起こしている場合には、事業法第２９条第１項第１０号の他の電気通信事業者の業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあるときに該当するものとして、総務大臣による業務改善命令の対象となる。例えば、ＭＮＯ又はＭＮＯの関係法人等によるＭＶＮＯ運営が行われる場合であって、当該ＭＮＯにおいて、収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為[65]が行われる結果、競争条件の公平性が著しく阻害されるときや、当該ＭＮＯにおいて、ＭＶＮＯ運営を通じて得た他のＭＮＯに関する情報について、その目的外利用が行われるときは、公正競争上の弊害を引き起こしているものと判断される。

[65] 例えば、当該MNOにおいて、正当な理由なく、収益性の低い地域において総務大臣の認定を受けた開設計画に従った基地局整備を行わないことは、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠」に該当するものと判断される。また、例えば、収益性の低い地域において、当該MNOの基地局整備状況が、当該MVNO運営に係るネットワークを提供する他のMNOの基地局整備状況と比べて著しく劣っている状況が長期に渡り継続している場合は、合理的な理由がある場合を除き、「収益性の低い地域における基地局整備の懈怠その他の行為」に該当するものと判断される。

また、上述のとおり、ＭＮＯとＭＶＮＯを兼営する者が、収益性の低い地域において基地局整備を怠る結果、競争条件の公平性が著しく阻害され、接続の申込みを受けた他のＭＮＯの利益を不当に害するおそれがあると認められる合理的な理由がある場合は、事業法第３２条の接続応諾義務の例外に該当することとなる。

４）市場支配的なＭＮＯに係る規律

事業法第３０条に規定する禁止行為等に係る規律が適用される市場支配的なＭＮＯ（事業法第３０条第１項の規定による総務大臣の指定を受けたものをいう。以下４）において同じ。）は、次の①又は②の行為を行ったときは、行為の停止又は変更命令の対象となるほか、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録及び事業法第１１７条第１項の認定の取消対象となる（事業法第３０条第５項、第１４条第１項及び第１２６条第１項第３号）。

① ＭＶＮＯの電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該ＭＶＮＯ及びその利用者に関する情報を当該接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること（事業法第３０条第３項第１号）。
② 市場支配的なＭＮＯが法人である場合において、その電気通信業務について、当該市場支配的なＭＮＯの特定関係法人であるＭＶＮＯであって総務大臣が指定するものに対し、不当に優先的な取扱いをし、又は利益を与えること（事業法第３０条第３項第２号）。

５）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議に関する事項

ア ＭＮＯにおけるコンタクトポイントの明確化

電気通信役務の円滑な提供を確保する等の観点から、ＭＮＯにおいて、卸電気通信役務の提供又は接続のいかんを問わず一元的な窓口（コンタクトポイント）を設け、これを対外的に明らかにするとともに、一般的な事務処理手続（申請手続・書式・標準処理期間）を公表する等、ＭＶＮＯとの協議を適正かつ円滑に行う体制を整備することが望ましい[66]。

---

[66] MVNOがMNOとの間で卸電気通信役務の提供又は接続に係る協議を行う際、例えば、MNOが次の行為を行うことにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（事業法第29条第1項第10号及び共同ガイドライン（15頁）を参照）。
（例）
・ MVNOに対して、合理的な理由なく、あえて社内の複数の部署と個別的かつ煩雑な協議を強いること。
・ MVNOに対して、合理的な理由なく、卸電気通信役務契約の締結に関する協議を行うよう求め、接続協定の締結に関する協議を行わないこと。
・ MVNOに対して、不要な資料の提出を要求し、又は速やかに回答できるにもかかわらず、いたずらに回答を遅延

また、当該窓口や事務処理手続等について変更がある場合は、速やかにＭＶＮＯに通知するなど、ＭＶＮＯの提供するサービスに大きな影響を与えないよう配慮することが望ましい。

イ　ＭＶＮＯの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

ＭＮＯが卸電気通信役務の提供又は接続に関してＭＶＮＯとの間で協議を行うに当たっては、当該卸電気通信役務の提供又は接続に係る業務を適確に実施するため、ＭＮＯにおいて、ＭＶＮＯからその事業計画等に係る事項を含めて情報を聴取する必要が生じる。しかしながら、事業計画等の内容が競合する事業者に開示されることは、当該事業計画等を展開する事業者の競争上の地位を危うくすることになりかねない点に留意する必要がある[67]。

卸電気通信役務の提供又は接続に関し、ＭＮＯにおいてＭＶＮＯから一般的に聴取に理由があると考えられる事項と一般的に聴取に理由がないと考えられる事項を例示すると、次のとおりとなる。

一般的に聴取に理由があると考えられる事項	一般的に聴取に理由がないと考えられる事項
・ＭＮＯの電気通信回線設備との接続の調査のために必要となる一般的事項（接続の概要、接続を希望する時期、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予想トラヒック、接続の技術的条件、電気通信設備の建	・ＭＶＮＯが設定する予定の利用者料金の水準や料金体系
	・ＭＶＮＯの想定する具体的顧客名や当該個別顧客の需要形態
	・ＭＶＮＯが提供するサービスの原価

すること。

・ 卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に際し入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用すること。

[67] MNOにおいて、当該卸電気通信役務の提供又は接続の業務を適確に遂行するという目的を超えて、MVNOから事業計画に係る事項の情報開示を求め、これに応じることを当該契約や協定の締結条件とし、又は役務提供の条件とすることは当該業務の不当な運営に該当し、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第29条第1項第10号）。

また、MVNOがこれに応じないことを理由として、MNOにおいて当該卸電気通信役務の提供や接続協定の締結に係る協議に応じない場合、総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第35条第1項及び第2項並びに第39条において準用する第35条第1項及び第38条第1項）。

例えば、MNOが次の行為を行っていることにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり、また、MNOが協議に応じず又は当該協議が調わなかった場合で、MVNOから申立てがあったときには総務大臣による協議開始（再開）命令の対象となる。

（例）

・ MNOに対して、MVNOが接続を求めて行う協議において、接続の業務の遂行に必要な限度を超えて、MVNOの想定する具体的顧客名やその個別の需要パターン、付加価値を創造する固有のビジネスモデル等を聴取し、MVNOがこれに応じない場合に当該協議の進展を妨げること。

設に係る事項、接続端末種別、接続形態等） ・ＭＮＯが卸電気通信役務を提供するために必要となる一般的事項（サービス提供地域、サービス提供時期、音声・データ別トラヒック量、端末種別、ネットワーク・システム等の改修に必要な事項等）	・ＭＶＮＯが移動通信サービスと一体として提供しようと企図する付加価値サービス部分に係る事業計画
	・ＭＶＮＯが計画する販売チャネルや端末を自主調達する場合の調達先
・ＭＮＯによる疎通制御機能の開発・実施に必要な事項（開発・実施や聴取の合理的な必要性が明示された場合）	

ただし、ＭＶＮＯが企図する事業形態は多種多様であることから、ＭＮＯに要望する卸電気通信役務の提供又は接続の形態もまた多種多様であることが想定される点に留意する必要がある。

このため、ＭＶＮＯの個別の要望によっては、聴取することが必要な情報もあると考えられるが、そのような情報を聴取する場合には、ＭＮＯにおいて、その聴取の合理的な必要性をＭＶＮＯに対して明示することが求められる。

ウ　接続等関連情報の取扱い

接続の業務又は卸電気通信役務の提供の業務に関して知り得た他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報（以下「接続等関連情報」という。）[68]について、それらの業務の用に供する目的以外の目的のための利用又は提供（以下「接続等関連情報の目的外利用」という。）[69]が行われた場合、当該他の電気通信事業者を狙い打ちにした、対抗サービスの提供、営業活動又は利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされるおそれがある。

ＭＮＯによるＭＶＮＯに係る接続等関連情報の目的外利用が行われることにより、ＭＶＮＯの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる。
ＭＶＮＯによるＭＮＯに係る接続等関連情報の目的外利用が行われる場合についても、ＭＮＯの業務の適正な実施に支障が生じ、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、業務改善命令の対象となる。

加えて、ＭＮＯ及びＭＶＮＯは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められ[70]、それを怠った場合であって、事業の運営が

[68] 例えば、新たな技術の導入予定、新たなサービスの開始予定、利用者の状況等がこれに該当する。
[69] 例えば、自己の営業目的での利用、自己の特定関係法人への提供がこれに該当する。
[70] 接続等関連情報を取得する事業者は、具体的な措置として、少なくとも、利用を制限する接続等関連情報の範囲及びその利用目的の特定、接続等関連情報の区分ごとのアクセス権限の設定、接続等関連情報を入手した者、入

適正かつ合理的ではないため電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となり得る。

エ　ネットワークのふくそう対策

移動する多数の利用者が共同で利用する基地局等から構成される無線ネットワークを維持し、電気通信役務の円滑な提供を確保するためには、周波数の使用に制約がある基地局への負荷やネットワークの制御について十分な配慮が必要となる。

このため、疎通制御機能の開発等ネットワークのふくそう対策について、電気通信の健全な発達等を図る観点から、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で十分な協議が行われることが求められる。

なお、当該ネットワークのふくそう対策については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯのネットワークの円滑な運用及び利用者保護の観点から、ＭＮＯは、ＭＶＮＯに対して必要な情報を提供することが求められる。

また、疎通制御を実施するに当たっては、協議当事者双方にとって合理的と認められる適切な方法・基準に基づいて実施し、ＭＮＯにおいて特定の者に対し不当な差別的取扱いが行われないことが求められる（事業法第２９条第１項第２号）。

オ　ＭＶＮＯによる端末の調達

ＭＶＮＯは、自ら端末を調達し、ＭＮＯのネットワークにおける当該端末の適切な運用を求めることができる。この場合、当該端末については、事業法及び電波法で定める技術基準[71]を満たす必要がある（電波法に係る事項については、「３　電波法に係る事項」を参照。）。

また、電気通信事業者は、利用者から端末設備をその電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、その接続が事業法に定める技術基準に適合しない場合を除き、その請求を拒むことができない（事業法第５２条）こととされており、ＭＶＮＯが利用者として、又は利用者に代わって独自に調達した端末をＭＮＯのネットワークに接続する旨の請求を行った場合には、この規定の適用を受

手した情報及び入手した日時の記録、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程の作成、当該規程を遵守させるための研修の実施が求められる。

[71] 事業法第69条及び「端末設備等規則」（昭和60年郵政省令第31号）並びに電波法第3章で定める技術基準。なお、MVNOであっても当該技術基準に適合していることの認定等について求めることができる。詳細については、「端末機器に関する基準認証制度について」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/tanmatu/）、「無線基準認証制度」（http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/）を参照。

けることとなる。

なお、ＭＶＮＯの端末設備をＭＮＯのネットワークに接続する場合においては、当該端末設備と第二種指定電気通信設備との接続に関する試験（以下「事前確認試験」という。）等が必要となる場合があるが、これらについては、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議によるべき事項である。当該事項のうち、端末設備の事前確認試験等に係る費用は、ＭＶＮＯの利用者料金に影響を与える重要なものであるため、ＭＮＯは、当該費用の請求について、①ＭＮＯ及びＭＶＮＯ間で事前確認試験等が行われる場合には、ＭＶＮＯに対しその算定根拠、②ＭＮＯ及び端末ベンダ間で事前確認試験等が行われる場合には、端末ベンダの了解があるときには、ＭＶＮＯに対しその費用及び算定根拠を可能な範囲で明らかにすることが望ましい。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第２条第７号に基づき、端末と二種指定設備との接続に関する試験の標準的な料金その他の情報について、ＭＶＮＯから要望があった場合には、開示しなければならない。

また、ＭＶＮＯが端末の調達・開発、動作改善等のため端末ベンダと協議を行う際に、ＭＮＯのネットワークに係る情報が必要となる場合など、ＭＶＮＯのみでは端末ベンダとの協議が成立しない場合には、ＭＮＯがＭＶＮＯと端末ベンダとの協議に可能な範囲で協力することが望ましい。

そうした事前確認試験等を実施する際に、ＭＮＯが故意に遅延行為を行ったり、不合理な費用の請求を行ったりする場合には、不当な差別的取扱いに該当する可能性があり、事案によっては、業務改善命令（事業法第２９条第１項第２号）の対象となる場合がある。

カ　電気通信番号の適切な管理

（ア）電気通信番号の使用

移動通信サービスの提供に当たり使用する電気通信番号について、ＭＮＯ等が指定を受けた電気通信番号の提供を受けて使用する場合とＭＶＮＯが自ら指定を受けて使用する場合がある。

ＭＶＮＯがＭＮＯから卸電気通信役務の提供を通じて電気通信番号の提供を受け、当該番号を使用したサービスを提供する場合、事業法上の電気通信番号の指定を受ける対象は電気通信役務の提供元であるＭＮＯであることから、ＭＶＮＯは、当該ＭＮＯに付与された電気通信番号の枠内でサービスを提供することになり、必要に応じて当該ＭＮＯとの間において締結される卸電気通信役務契約において電気通信番号の使用についての取り決めを行うこととなる。

当該番号のＭＮＯからＭＶＮＯへの受け渡しの形態については、あくまでＭＶＮＯとＭＮＯとの間の協議によるべき事項である[72]。

また、ＭＶＮＯがＭＮＯと接続してサービスを提供する場合、ＭＶＮＯの利用者は、ＭＶＮＯからだけではなく、無線ネットワーク等ＭＮＯの役務提供区間において、ＭＮＯからも電気通信役務の提供を受けることとなり、電気通信番号は当該電気通信役務の提供に合わせて利用者へ割り振られる（付番される）こととなる。

（イ）携帯電話の番号ポータビリティ

移動通信サービスの提供に当たり音声伝送携帯電話番号を使用する場合には、双方向での番号ポータビリティを可能としなければならない（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）第３の表「電気通信番号の使用に関する条件」欄）。この義務はＭＮＯ及びＭＶＮＯに等しく課せられたものであり、両者間で協議した上で、自らが電気通信役務を提供する利用者に対して、番号ポータビリティ受付の対応その他の番号ポータビリティの実施において必要な措置を行わなければならない。

また、番号ポータビリティに係る利用者利便の観点から、利用者にとって簡便で利用しやすい手続となるよう、両者の間で調整及びそれぞれで検討が行われることが望ましい。

特に、ＭＶＮＯへの番号ポータビリティを用いた回線開通時に、元の回線と新しい回線がどちらも利用できない期間がある場合には利用者利便が阻害されると考えられるため、ＭＮＯは、このような期間が生じないように、例えば、利用者がインターネットを通じて即時に回線開通を行えるようにする仕組みなど、必要な機能をＭＶＮＯへ提供することが望ましい。また、店頭でＭＶＮＯへの番号ポータビリティを用いた回線開通を行う場合に、ＭＮＯは、ＭＶＮＯがＳＩＭを書き換える装置を設置しなくてもよいように、例えば、利用者の端末を用いて遠隔でＳＩＭを書き換える仕組みなど、必要な機能をＭＶＮＯへ提供することが望ましい。

キ　障害情報の提供

[72] MNOが電気通信番号の指定を受ける際には、MVNOの需要の見込みを自らの電気通信番号の算定の根拠に含めて申請することが認められる。ただし、総務大臣は、電気通信番号の有限性に鑑み、必要とする電気通信番号の数がその算定の根拠となる需要の見込みから合理的なものであるか審査した上で、電気通信番号の指定を行うものである。
このため、MVNOは、MNOが電気通信番号の指定を申請するに当たっては、MNOに対し合理的な需要見込みを提示することが必要である。

情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（昭和６２年郵政省告示第７３号）では、「仮想移動電気通信サービスを提供する電気通信事業者に対してサービスを提供している場合は、迅速に障害情報を通知すること。」と定めている。

なお、二種指定事業者は、二種情報開示告示第２条第４号により、ふくそう、事故等により自身の電気通信役務の提供に生じた支障について、ＭＶＮＯに通知しなければならない。

また、自身がＭＶＮＥとして他のＭＶＮＯに電気通信役務の提供を行っているＭＶＮＯにおいては、ＭＮＯ等の提供元事業者から得た当該事故等の情報について、速やかに提供先事業者に情報を提供することが適当である。

６）ＭＮＯとＭＶＮＯとの間の協議が円滑に行われない場合

ア　法制上の解釈に関する相談

総務省においては、法令適用事前確認手続の運用に加え、ＭＶＮＯ事業を実施するに当たって関連法令の解釈に疑義がある場合等については、ＭＶＮＯ及びＭＮＯからの事前の一般的な相談に応じ、提供された具体的な情報を前提とした法令の適用可能性を回答することとしている。

この点、ＭＶＮＯ及びＭＮＯ間で協議を行うに当たり、その過程で知り得た事項について守秘義務を課すことを内容とする契約の締結は、基本的には当事者間の合意に基づくものであり、その有効性は一般の民事規律に委ねられるが、一方当事者が、守秘義務契約の内容として行政に対する相談や問合せを行わない旨の条件を付し、これを拒否した相手方との協議を行わず、又は遅延させる行為は、一般に正当性を有するものとは認められず、協議開始（再開）命令の対象となることがある（事業法第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３５条第１項及び第３８条第１項）。

イ　意見申出制度

ＭＮＯとＭＶＮＯとの間における卸電気通信役務の提供又は接続に関して、ＭＮＯ（又はＭＶＮＯ）の業務の方法に苦情その他意見のあるＭＶＮＯ（又はＭＮＯ）は、総務大臣に対し、理由を記載した文書を提出して意見の申出をすることができる（事業法第１７２条第１項）。

総務大臣は、提出された意見等を誠実に処理し、処理の結果を申出者に通知する（事業法第１７２条第２項）。具体的には、「電気通信事業分野における意見申

出制度の運用に係るガイドライン」（０７年１２月）[73]に基づき、意見申出書の内容について調査を行い、法令に沿って所要の措置（事業法第２９条に基づく業務改善命令等）を講じる。

ウ　協議が調わなかった場合の手続

（ア）総務大臣による協議命令・裁定

電気通信事業者であるＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わなかった場合には、当該ＭＶＮＯは、総務大臣による協議の開始（再開）の命令を申し立てることができる（事業法第３５条第１項及び第２項並びに第３９条において準用する第３５条第１項及び第３８条第１項）。

また、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、総務大臣の裁定を申請することができる（事業法第３５条第３項及び第４項並びに第３９条において準用する第３５条第３項及び第４項）。

（イ）電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁

ＭＶＮＯがＭＮＯに対して卸電気通信役務に関する契約又は接続に関する協定の締結を申し入れたにもかかわらず、当該ＭＮＯがその協議に応じず、又は当該協議が調わない場合の他、卸電気通信役務に関し料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、当該ＭＶＮＯは、電気通信紛争処理委員会に対し、あっせんを申請することができる（事業法第１５４条第１項及び事業法第１５６条第２項において準用する第１５４条第１項）。

また、卸電気通信役務に関し、料金・提供の条件その他契約の細目について当事者間の協議が調わない場合、又は接続に関し接続料・接続条件その他協定の細目について当事者間の協議が調わない場合、ＭＶＮＯは、電気通信紛争処理委員会に対し、仲裁を申請することができる（事業法第１５５条第１項及び事業法第１５６条第２項において準用する第１５５条第１項）。

なお、上記の手続の詳細については、電気通信紛争処理委員会「電気通信紛

[73] https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html

争処理マニュアル」[74]を参照。

（3）ＭＶＮＯと利用者との間の関係

１）ＭＶＮＯと利用者との間の契約関係[75]

ＭＶＮＯと利用者との間の契約について、事業法上特段の行政手続は要しない。

なお、総務大臣は、次の場合、利用者の利益又は公共の利益を確保するために必要な限度において、ＭＶＮＯに対し、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる（事業法第２９条第１項）。

① 業務の方法に関し、通信の秘密の確保に支障があると認めるとき
② 特定の者に対し不当な差別的取扱いを行っているとき
③ 重要通信に関する事項について適切に配慮していないとき
④ 電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
⑤ 電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的経済的事情に照らして著しく不適当なものであるため、利用者の利益を阻害しているとき
⑥ 電気通信役務に関する提供条件において、電気通信事業者及びその利用者の責任に関する事項並びに電気通信設備の設置の工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき
⑦ 事故により電気通信役務の提供に支障が生じている場合にその支障を除去するために必要な修理その他の措置を速やかに行わないとき
⑧ その他事業の運営が適切かつ合理的でないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生ずるおそれがあるとき

なお、これら総務大臣による是正措置の対象となる具体的な行為の例については、共同ガイドライン（１５頁）を参照。

また、ＭＶＮＯが提供する電気通信サービスの利用者の氏名、住所等は個人情報であり、通信記録等は通信の秘密に関わるものであることから、ＭＶＮＯがこれら

[74] https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hunso/guidance/manual.html

[75] 利用者との間の契約関係は、卸電気通信役務の場合、MVNOが契約当事者として電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負い（このため、MNOとMVNOとの間の民事契約事項として、MNOの瑕疵により利用者に損害が発生した場合における損害賠償の分担関係等を整理することが必要になると考えられる）、事業者間接続の場合は、MVNOとMNOがそれぞれの役務提供区間について電気通信役務の提供に係る契約履行責任を負うこととなる（接続協定においては、利用者対応は原則として料金設定事業者が行うこととするのが一般的である）。
なお、MVNE（電気通信事業者である場合に限る。）についても、利用者との間に契約関係が発生する場合がある。

の情報を取り扱う際は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、個人情報を適切に取り扱うとともに、通信の秘密（事業法第４条）を侵害しないようにする必要がある。

さらに、ＭＶＮＯは、電気通信事業者として「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン」（令和４年個人情報保護委員会・総務省告示第４号）が適用される。ＭＶＮＯがＭＮＯの課金システムや位置情報登録システム機能を用いて、電気通信サービス等を提供するに当たって、ＭＶＮＯが利用者の個人データ又は通信の秘密に係る個人情報をＭＮＯに第三者提供する場合は、原則として、本人の同意を取ることが必要である（電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドライン第１７条）。

この場合において、ＭＶＮＯは、個別の同意がある場合だけでなく、電気通信役務の提供に関する契約約款において、個人情報の第三者提供に関する規定が定められており、当該契約約款に基づき電気通信役務の提供に関する契約を締結し、かつ当該規定が私法上有効であるときは、「本人の同意を得（る）」又は「本人の同意がある」場合と解される。しかしながら、無制限に第三者提供を認める契約約款の規定等が、利用者の利益を阻害していると認められるときは、電気通信事業法上の業務改善命令の対象となり得る。

ただし、通信の秘密（通信内容にとどまらず、通信当事者の住所、氏名、発信場所、通信年月日等の通信構成要素及び通信回数等の通信の存在の事実の有無を含む。）に該当する個人情報の取扱いについては、通信の秘密の保護の観点から、原則として通信当事者の個別具体的かつ明確な同意が必要となり、通信当事者の具体的な委任によらない代理人等の同意によることはできない[76]。

また、ＭＮＯはＭＶＮＯから提供を受けた個人情報を適切に取り扱う必要がある。

この他、利用者に直接音声通話サービスを提供するＭＶＮＯは、音声通話サービスに関して利用者との間で契約を締結するに当たっては、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成１７年法律第３１号）に基づき、携帯音声通信事業者として、契約者等の本人確認や本人確認記録の作成等を自ら行わなければならない。

なお、ＭＶＮＯとＭＮＯとの間で卸電気通信役務提供契約が締結される場合、当該契約に基づきＭＶＮＯに提供される電気通信役務は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則（平成１７年総務省令第１６７号）第２条ただし書[77]において、同法の適用を受

[76] 「電気通信事業における個人情報等の保護に関するガイドラインの解説」（https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/telecom_perinfo_guideline_intro.html）参照

[77] 「法第二条第二項の総務省令で定める電気通信役務は、携帯電話端末又はPHS端末と接続される電気通信事

ける携帯音声通信役務から除外されているため、ＭＮＯは、当該契約の締結に際して、ＭＶＮＯに対して本人確認等を行う必要はない。

２）消費者保護規律

一般消費者向けの主要な移動通信サービス[78]（法人契約[79]等を除く。以下この２）において同じ。）を提供するＭＶＮＯは、次に掲げる規律の対象となる。なお、①、③、④及び⑤の規律については、ＭＶＮＯに係る契約の媒介等を業として行う者も対象となる。

① 提供条件概要説明義務（事業法第２６条）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約の締結をしようとするときは、その料金その他の提供条件の概要について利用者に説明しなければならない（事業法第２６条）[80]。

② 書面の交付義務及び初期契約解除制度（事業法第２６条の２及び第２６条の３）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約の締結後に契約締結書面を利用者に交付しなければならない（事業法第２６条の２）。さらに、一部のサービスにおいて利用者は、当該書面受領後等から８日間は、電気通信事業者の合意なく契約解除できることとしている（初期契約解除制度（事業法第２６条の３））[80]。

③ 電気通信業務の休廃止の周知義務（事業法第２６条の４）

電気通信業務（利用者の利益に及ぼす影響が比較的少ない電気通信役務に係るものを除く。）の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、利用者の利益を保護するために必要な事項について、利用者への周知義務が課されている（事業法第２６条の４第１項）[80]。また、利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務に係る電気通信業務の休止又は廃止については、あらかじめ総務大臣に届け出ることとされている（事業法第２６条の４第２項）[80]。

④ 苦情等処理義務（事業法第２７条）

業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第三条第一項第一号に規定する端末系伝送路設備により提供される電気通信役務であって、その提供を受けようとする者と電気通信事業者（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下この条において同じ。）との間の契約に基づき提供されるものをいう。ただし、電気通信事業者と、当該電気通信事業者の提供する携帯音声通信に係る電気通信役務を利用して携帯音声通信に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者であって当該電気通信役務に係る無線局を自ら開設していない者との間の契約に基づき当該者に対し提供されるものを除く。」（携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則第2条（令和6年4月1日時点））

78 事業法第26条第1項第1号及び第3号の指定された電気通信役務のことを言い、携帯電話端末サービス（スマートフォンを含む携帯電話端末向けに提供される音声付き又は音声のみのサービス）及び無線インターネット専用サービス（タブレット、モバイルWi-Fiルーター等のデータ通信専用の端末向けに提供されるインターネット接続サービスで、携帯電話サービスのアクセスネットワークを利用するもの）が含まれる。

79 法人その他の団体（法人等）を相手方とする契約であって、営利を目的とする法人等の場合には当該法人等の営業目的で（その営業のために又はその営業として）営利を目的としない非営利の法人等の事業目的（その事業のために又はその事業として）で締結される契約をいう。

80 詳細は、「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（https://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/eidsystem/law01_03.html）を参照。

主要な移動通信サービス[78]の利用者からの苦情及び問合せについては、適切かつ迅速にこれを処理しなければならない（事業法第２７条）[80]。この場合、ＭＶＮＯに寄せられた苦情及び問合せが、ＭＮＯの提供する電気通信役務に関する内容である場合には、ＭＮＯはＭＶＮＯと協力して対応する必要がある。

⑤　不実告知等の禁止（事業法第２７条の２第１号）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約に関する事項であって、利用者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの[81]について、故意に事実を告げず、又は事実でないことを告げる行為が禁止（事業法第２７条の２第１号）されている[80]。

⑥　自己の名称等を告げずに勧誘する行為の禁止（事業法第２７条の２第２号）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約の締結の勧誘に先立って、その相手方に対して自己の氏名若しくは名称又は勧誘である旨を告げずに勧誘する行為が禁止（事業法第２７条の２第２号）されている[80]。

⑦　勧誘継続行為の禁止（事業法第２７条の２第３号）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約について、勧誘を受けた者が契約を締結しない旨の意思（契約の締結を断ることに加え、勧誘の継続自体を希望しないことも含まれる。）を表示した場合、勧誘を継続する行為が禁止（事業法第２７条の２第３号）されている[80]。

⑧　その他利用者利益の保護のため支障を生ずるおそれがある行為の禁止（事業法第２７条の２第４号）

主要な移動通信サービス[78]の提供に関する契約について、利用者の利益の保護のため支障を生ずるおそれがあるものとして総務省令で定める行為が禁止（事業法第２７条の２第４号）されている。具体的には、利用者が遅滞なく解約できるようにするための適切な措置を講じないことの禁止及び期間拘束契約に係る違約金等の制限が規定されている[80]。

⑨　代理店に対する指導等の措置義務（事業法第２７条の４）

電気通信事業者には、代理店の業務を監督する責任者の選任等の代理店への指導等の措置[82]を行う義務（事業法第２７条の４）が課されている。

---

[81] 「今使っているサービスが終了するので乗り換えが必要」などの契約の締結を必要とする事情（いわゆる「動機」に当たるもの）に関する事項も含まれる。

[82] 措置の具体的な内容は、下記の①から⑨までのとおり。

①媒介等業務（以下この注において「業務」という。）を適正かつ確実に遂行できる能力を有する者に委託するための措置

②業務の実施状況を監督する責任者の選任

③業務手順等文書（適切な誘引の手段に関する記載を含む）の作成、研修の実施等

④媒介等業務受託者の届出を行ったことを確認し、遵守させるための措置

⑤業務の実施状況の確認、検証、必要に応じた改善等

⑥利用者からの苦情の適切かつ迅速な処理

⑦業務が適切に行われない場合に、業務の中止、他の適切な者への速やかな委託、業務の委託契約の変更又は解除等

⑧通信料金と端末代金の完全分離・行き過ぎた囲い込みの禁止に関する規定を遵守するために必要な措置

⑨各措置の適正かつ確実な実施のための委託状況の把握

なお、総務大臣は、事業法第２６条、第２６条の２、第２６条の４、第２７条、第２７条の２及び第２７条の４の規定に違反したときは、総務大臣が業務の方法の改善その他の措置をとるべき旨の命令を発動することが可能とされている（事業法第２９条第２項第１号）。

（４）その他

ＭＶＮＯは、事業開始の手続をした後は、必要に応じて又は定期的に次の行政手続が必要となる。

１）業務協定の認可の申請

ＭＶＮＯの提供する役務の中で外国との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供するサービス（すなわち自ら国際間のネットワークを構築して提供する国際電話サービス）を提供する場合には、外国法人等との間で締結、変更若しくは廃止する協定又は契約について、総務大臣の認可が必要となる（事業法第４０条）。

２）通信量等の報告

上記１）の業務協定の認可が必要となるＭＶＮＯ及び国際間のネットワークについてインターネットをベースに構築して国際電話サービスを提供するＭＶＮＯ並びにＭＮＯと接続して音声の移動通信サービスを提供するＭＶＮＯ（自ら料金を定める場合に限る。）は、毎四半期ごとに当該国際電話サービスの通信量等を総務大臣に報告しなければならない（報告規則第２条第８項及び第５条）。

３）事業開始の届出内容の変更の届出等

電気通信事業者は、事業開始の届出内容の変更時にはその旨を総務大臣に届け出なければならない。具体的には、氏名又は名称、住所、法人代表者の氏名の変更、提供区域の増加又は減少にあっては、変更後遅滞なく届け出ることを要する。また、事業開始の届出の際の添付書類のうち提供する電気通信役務の種類に変更があった場合には報告を要する（事業法第１６条第３項及び第４項、事業法施行規則第９条及び第１０条）。

電気通信事業者の電気通信事業の全部の譲渡しがあったとき、又は電気通信事業者について合併、分割若しくは相続があったときは、所定の者が電気通信事業者としての地位を承継するが、その場合遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第１７条、事業法施行規則第１１条）。

電気通信事業者は、電気通信事業の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、遅滞なくその旨を総務大臣に届け出なければならない（事業法第１８条第１項）。また、合併以外の理由により解散したときは清算人が届け出る必要がある（事業法第１８条第２項）。

４）契約数等の報告

ア　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上であるＭＶＮＯ

ＭＶＮＯのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万以上[83]であるＭＶＮＯは、四半期ごとに仮想移動電気通信サービスの契約数等を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第２条第１項及び様式第１５の３）。

具体的な報告内容は、次のとおり。

・提供元事業者名（卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結している事業者名）
・区分ごとの契約数（再卸[84]、ＳＩＭカード型[85]、通信モジュール[86]、単純再販[87]及びその他[88]）
・他のＭＶＮＯに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合、他のＭＶＮＯの名称（契約数３万以上と３万未満の別）

イ　仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（他のＭＶＮＯに卸電気通信役務として提供している場合に限る。）

ＭＶＮＯのうち、仮想移動電気通信サービスを提供している契約数が３万未満である一次ＭＶＮＯ（ＭＮＯと直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結することにより、仮想移動電気通信サービスを提供している者をいう。）であって、他のＭＶＮＯに対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、年度ごとに他のＭＶＮＯの名称を総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第２条第１項及び様式第１５の３の２）。

５）利用者数の報告

ＭＶＮＯは、年度終了後１か月以内に、自身が提供する仮想移動電気通信サービ

[83] 仮想移動電気通信サービスのうち、他のMVNOに提供している契約者数も含む。
[84] 仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として他のMVNOに提供している場合、その契約数。
[85] SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。）、その契約数。
[86] 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合、その契約数。
[87] MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合、その契約数。
[88] 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数。

スについて、

① 料金の支払いを要しないものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、900万以上の場合、

② 料金の支払いを要するものについては、前年度における１か月当たりの利用者数の平均が、450万以上の場合、

当該利用者数の平均について、総務大臣に報告しなければならない（報告規則第２条第３項及び第４項並びに様式１５の６）。

６）電気通信番号の使用状況の報告

電気通信番号を使用しているＭＶＮＯは、毎年度、電気通信番号の使用状況等について総務大臣へ報告しなければならない（報告規則第８条）。

３　電波法に係る事項

（１）事業開始の際に必要な手続

ＭＶＮＯは、その事業に用いる無線局を自ら開設しない（１（２）の定義）ことから、無線局免許の申請等の手続を採る必要はない。

無線局の運用の特例制度を活用して、本ガイドラインにおいてＭＶＮＯとみなされる者（以下「みなしＭＶＮＯ」という（脚注１参照）。）が無線局の運用を行う場合には、ＭＮＯは、みなしＭＶＮＯに対し、あらかじめ、当該無線局の適正な運用の方法等を説明しなければならない（電波法施行規則第４１条の２の４第１項において準用する同規則第４１条の２）。また、ＭＮＯは、遅滞なく、みなしＭＶＮＯの氏名又は名称、みなしＭＶＮＯによる運用の期間等を総務大臣に届け出なければならない（電波法第７０条の８第２項において準用する同法第７０条の７第２項）。

（２）ＭＶＮＯとＭＮＯの関係

ＭＮＯが無線局を自ら運用する場合には、ＭＮＯは、その運用に係る責任を有する[89]。当該運用の責任を担保することが不可能な無線局の開設・運用は認められない。

ＭＮＯが無線局の運用を行う場合には、ＭＶＮＯの利用者が利用する無線設備を用いる無線局（以下「ＭＶＮＯの利用者が用いる携帯電話端末等」という。）が何らかの不具合により他の無線システムに有害な混信を与えた場合、その混信の除去を行う責務はＭＮＯに課せられる。この混信の除去について、ＭＶＮＯはＭＮＯに対し、両当事者間で締結された契約の範囲内で協力する必要がある[90]。

みなしＭＶＮＯが無線局の運用を行う場合には、みなしＭＶＮＯがその運用責任を有し、当該無線局について不適正な運用が行われた場合には、運用停止命令等は、みなしＭＶＮＯに対して行われることになる（電波法第７０条の８第３項において準用する同法第７６条第１項）。

また、ＭＮＯは、みなしＭＶＮＯに対し、必要かつ適切な監督を行わなければならず（電波法第７０条の８第２項において準用する同法第７０条の７第３項）、ＭＮＯがみなしＭＶＮＯに対して必要かつ適切な監督を行っていなかった場合には、ＭＮＯが有する無線局免許等が取り消されることもあり得る（電波法第７６条第５項第４号）。

この他、ＭＶＮＯは、ＭＮＯに対して、実際に運用されているＭＶＮＯの利用者が

---

[89] MNOは、MVNOの移動通信サービスの提供に係る無線局の運用についても、その責任を有することになる。

[90] 例えば、HLRを、MVNOが独自に持つこともあり得るが、その場合でも、MVNOは、無線局の運用に必要な情報（例：HLRに格納されている端末の位置登録情報）を契約の範囲内でMNOの求めに応じて提供することが求められる。

用いる携帯電話端末等の数についての情報も提供する必要がある。

４　ローミングに係る事項（電気通信事業法及び電波法関連）

（１）国内ローミング

電気通信事業者の利用者がその電気通信事業者の業務区域[91]に属さない区域で、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受ける、いわゆるローミングサービスは、ローミング元事業者及びローミング先事業者の間で業務提携を行うこととなるが、当該業務提携の中で卸電気通信役務の提供又は接続を伴うこととなる。

この際、上記卸電気通信役務の提供及び接続については、事業法上のそれぞれの規律に服することになる。また、ローミングサービスの提供を受ける利用者は、ローミング元事業者及びローミング先事業者と個別に契約を締結することとなるが、これらの電気通信事業者の何れかが①特定の者に対して不当な差別的取扱いを行っているとき、②電気通信役務に関する料金についてその額の算出方法が適正かつ明確でないため、利用者の利益を阻害しているとき、③電気通信役務に関する料金その他の提供条件が他の電気通信事業者との間に不当な競争を引き起こすものであり、その他社会的事情に照らして著しく不適当であるため、利用者の利益を阻害しているときは、その電気通信事業者が業務改善命令の対象となる場合がある（事業法第２９条第１項各号）。

（２）国際ローミング

ＭＶＮＯの利用者が日本国外において提供を受ける国際ローミングサービスについては、ＭＮＯと外国事業者等との間で締結されるローミング協定に基づくものである場合には、ＭＶＮＯにおいて、特段の行政手続を要しない。

ＭＶＮＯが外国で利用する携帯電話端末等を国内に持ち込んで利用する者にサービスを提供する場合、当該ＭＶＮＯとの間で卸電気通信役務又は接続に関する協定を締結するＭＮＯは、国内で当該携帯電話端末等を用いる無線局（以下「外国の携帯電話端末等」という。）を運用するための許可を得ることが必要である。当該許可の条件は次のとおりである（電波法第１０３条の６第１項及び第２項）。

① 外国の携帯電話端末等が、ＭＮＯの基地局又は陸上移動中継局と通信を行うものであること。
② 外国の携帯電話端末等が、ＭＮＯの基地局又は陸上移動中継局からの電波を受けることにより初めて電波を発射できるものであること。
③ 外国で利用する携帯電話端末等の技術基準が国内の技術基準に適合していること（当該端末が海外から持ち込まれるものである場合は、当該端末が我が国の技術基準に相当する技術基準に適合するものである場合を含む。）が証明されていること。

[91] 利用者（電気通信事業者を除く。）との電気通信設備の接続に係る業務区域。

なお、国内のＭＶＮＯからサービスの提供を受ける者がその利用する携帯電話端末等を国外に持ち出させる場合、これに適用される国内規制は存在しないが、ローミング先の国における持ち込み端末に対する規制の対象になることに留意する必要がある。

５　開設計画においてＭＶＮＯによる無線設備の利用を促進する計画を有するＭＮＯ

（１）電波法第２７条の１４第６項の規定に基づき総務大臣の認定を受けた開設計画の遂行

特定基地局の開設指針において、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を有することが認定の要件とされている場合[92]、開設計画の認定を受けたＭＮＯは、開設計画における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画に従って無線設備の利用の促進を図らなければならない。

ＭＮＯが、他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を履行していない場合[93]、これは当該ＭＮＯの基地局などの無線局の免許及び再免許の拒否事由となり得る（無線局（放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和２５年電波監理委員会規則第１２号）第３条第７項）[94]。

（２）電気通信事業法第９条の電気通信事業の登録等に付された条件の履行

ＭＮＯは、事業法第９条の電気通信事業の登録、事業法第１２条の２の登録の更新又は事業法第１３条に基づく変更登録の際に付された条件（事業法第１６３条）を履行しなければならない[95]。

ＭＮＯが、当該条件を履行しない場合、事案に応じ、総務大臣による業務改善命令の対象となることがある（事業法第２９条第１項）。

---

[92] 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針（平成30年総務省告示第34号）においては、既存事業者等以外の者又は他の既存事業者等に対する卸電気通信役務の提供、電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための計画及びその根拠を有していることを開設計画の認定の要件として定めている。

[93] 例えば、第四世代移動通信システムの普及のための特定基地局の開設に関する指針においては、認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない旨規定されている。当該規定により、認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとされており、MVNOによる無線設備の利用を促進するための計画の進捗状況についても当該報告の対象となっている。

[94] 当該根本的基準第3条第7号において、「その局が法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局であるときは、その局に係る開設指針の規定に基づくものであること。」が電気通信業務用無線局の開設に当たっての免許の要件として規定されている。

[95] 例えば、平成21年6月10日付け3．9世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する計画の認定を受けた者が、事業法第9条の電気通信事業の登録又は事業法第13条の変更登録を受ける場合には、①MVNOによるネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、②コンテンツ配信事業者等に対しても、MVNOに準じた取扱いを行うように努めること等により、ネットワークの円滑かつ適正な利用を促進すること、③①及び②の実施状況について、総務大臣に報告することを条件として付しているなど、特定基地局の開設指針における他の電気通信事業者による無線設備の利用を促進する計画を踏まえた条件を付していることがある。

また、ＭＮＯが上記の条件を履行せず、公共の利益を阻害すると認められるときは、事業法第９条の電気通信事業の登録の取消事由となり得る（事業法第１４条第１項第１号）。

なお、当該ＭＮＯが事業法第９条の電気通信事業の登録の取消しを受けた場合には、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定も取り消されることとなる（電波法第２７条の１６第１項）[96]。

[96] このほか、当該MNOが、①事業法第9条の登録又は変更登録を拒否された場合、②事業法第9条の登録がその効力を失った場合、③その電気通信事業の全部の廃止又は解散の届出があった場合には総務大臣は、電気通信業務に用いる特定基地局の開設計画の認定を取り消すことができることとされている（電波法第27条の16第6項）。

６　見直し

本ガイドラインは、現時点で想定されるＭＶＮＯのビジネスモデルを前提として策定したものであり、今後のビジネスモデルの登場などを踏まえたものとする観点や、毎年度の接続料の検証等を踏まえた算定方法等に係る考え方の一層の明確化を図る観点から、今後、必要に応じて、その内容を見直していくこととする。

本ガイドラインに関する問い合わせ先

総務省総合通信基盤局

（全般〔代表窓口〕）
ＭＶＮＯ支援相談センター（料金サービス課内）　TEL. 03-5253-5845

（事業法関係）
電気通信事業部　事業政策課（事業法に基づく登録、ローミング等関係）
TEL. 03-5253-5835
（報告規則関係）　TEL. 03-5253-5947
料金サービス課（事業者間接続、事業者間協議関係）
TEL. 03-5253-5845
データ通信課（事業法に基づく届出関係）
TEL. 03-5253-5852
電気通信技術システム課番号企画室（電気通信番号関係）
TEL. 03-5253-5859

（電波法関係）
電波部　電波政策課　TEL. 03-5253-5873
移動通信課　TEL. 03-5253-5893

図 1

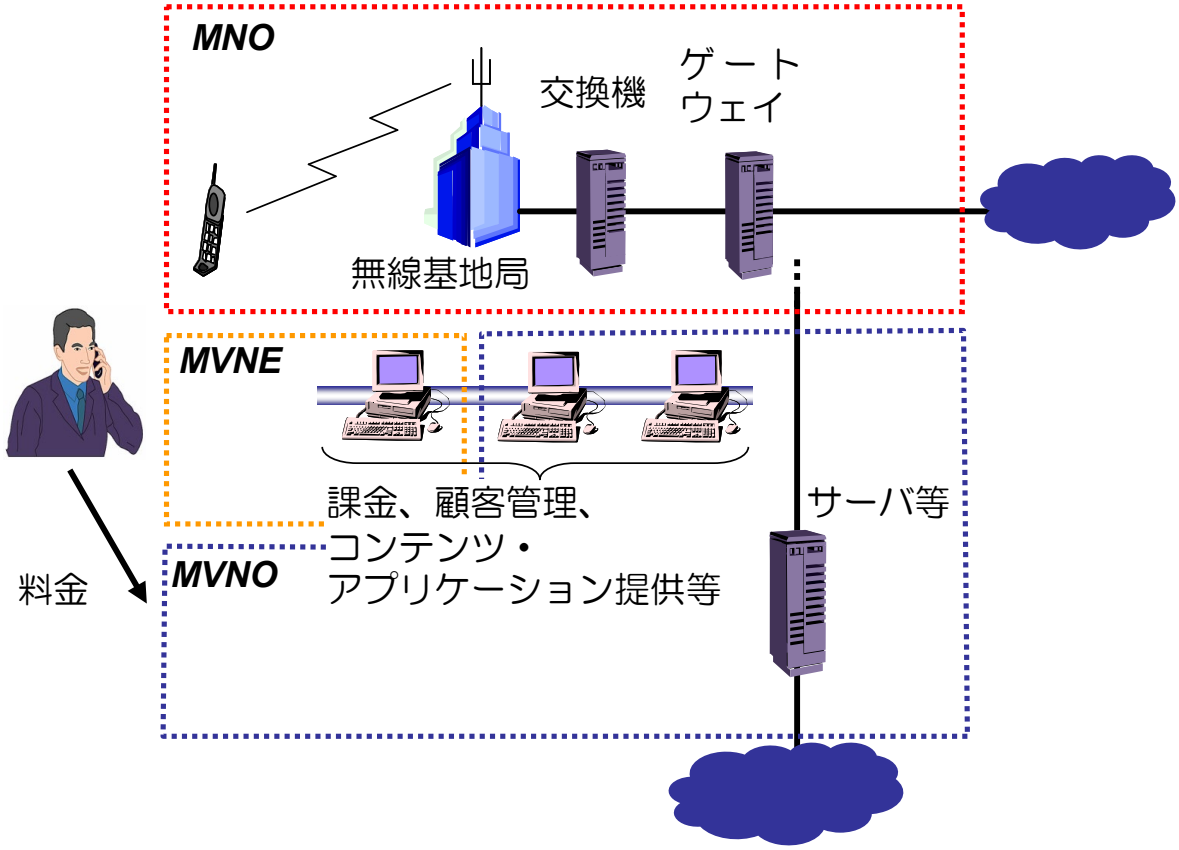
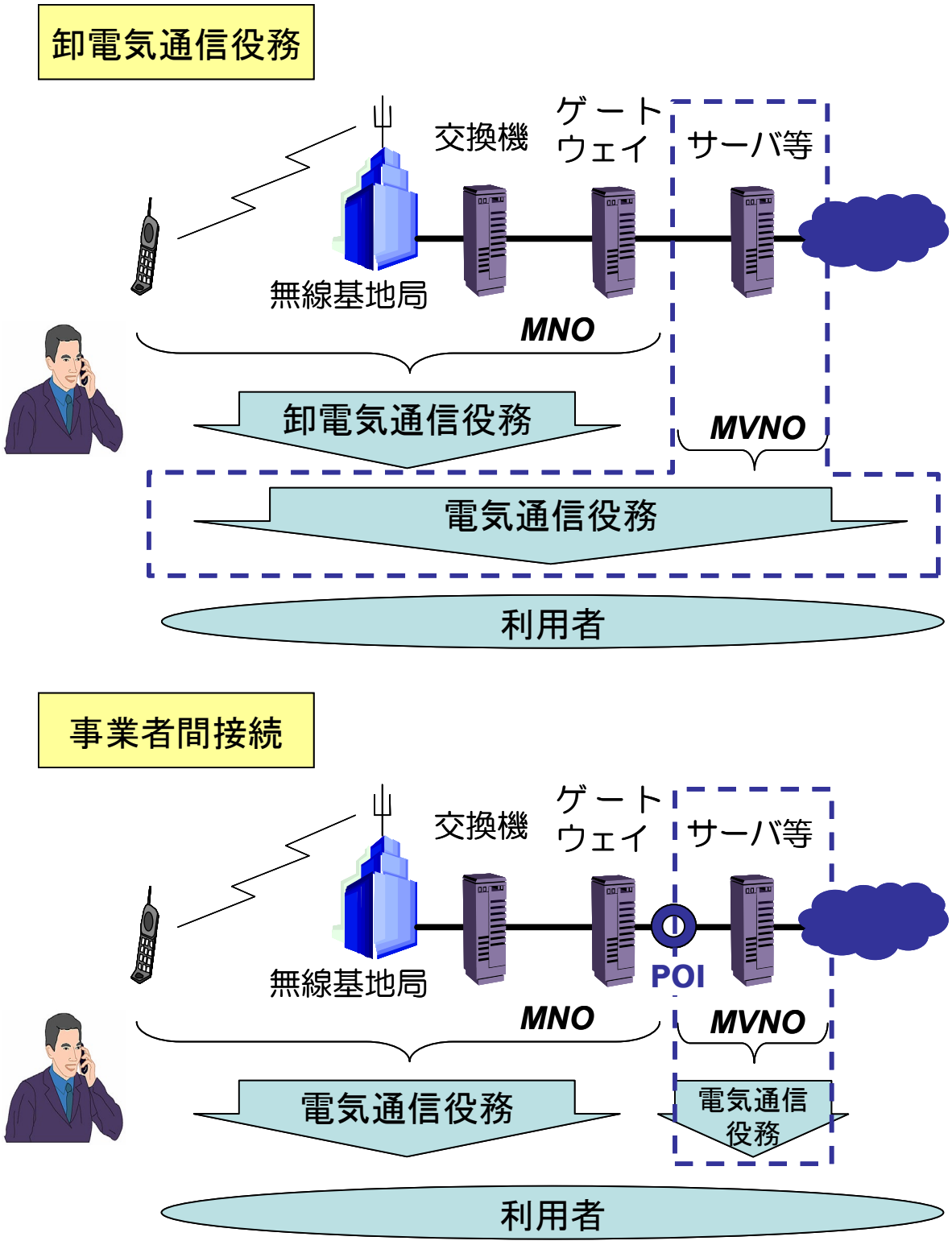

MNO
交換機
ゲート
ウェイ
無線基地局
MVNE
課金、顧客管理、
コンテンツ・
アプリケーション提供等
サーバ等
料金
MVNO

図 2


卸電気通信役務
交換機
ゲートウェイ
サーバ等
無線基地局
MNO
卸電気通信役務
MVNO
電気通信役務
利用者
事業者間接続
交換機
ゲートウェイ
サーバ等
無線基地局
POI
MNO
MVNO
電気通信役務
電気通信役務
利用者